

GRI ガイドラインによる企業の社会的責任報告書の日英比較研究¹

よりよいCSRの実現に向けて

千葉大学 倉阪秀史研究会 Aパート

庄子未希子 大村敦子 柏木佑介 川島健司

藤原加奈 安田恵理 柳沢亮太

2006年12月

¹本稿は、2006年12月16日、17日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2006」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、倉阪秀史助教授（千葉大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

目次

はじめに

第 1 章 企業の社会的責任とは

- 第 1 節 企業の社会的責任とは
- 第 2 節 企業の社会的責任の必要性

第 2 章 企業の社会的責任に関する報告書を取り巻く状況

- 第 1 節 CSR 報告書の重要性
- 第 2 節 CSR 報告書の現状

第 3 章 GRI ガイドラインとは

- 第 1 節 GRI ガイドラインの歴史
- 第 2 節 GRI ガイドラインの選定理由
- 第 3 節 GRI ガイドラインの構成

第 4 章 企業の社会的責任に関する報告書による現状分析

- 第 1 節 分析対象とする企業の選定
- 第 2 節 GRI 対照表による集計
- 第 3 節 企業アンケートによる GRI ガイドライン活用状況の調査・分析

第 5 章 さらなる分析と課題の発見

- 第 1 節 セクション・パフォーマンス指標ごとの分析
- 第 2 節 項目別の活用状況・環境報告書ガイドラインとの関係性の分析
- 第 3 節 GRI ガイドラインの活用が進んでいる企業集団の分析と GRI ガイドライン第 3 版との関係性

第 6 章 政策提言とまとめ

- 第 1 節 GRI への提言
- 第 2 節 環境省への提言
- 第 3 節 日本企業への提言
- 第 4 節 まとめ

巻末資料

参考文献・データ出典

はじめに

グローバル化、情報化、環境問題の深刻化といった社会の大きな変化は、あらゆる経済主体の行動に変化を要請している。企業の社会的責任（CSR）もその要請のひとつである。

私たちは企業が社会において果たす役割、その影響について興味を抱いていた。必然的に注目されたのが企業の社会的責任である。企業の社会的責任は絶えず変化し、その形態も実に多様である。一消費者の視点から見たとき、企業の社会的責任を把握するのは容易なことではない。そのため、企業の社会的責任を知るツールのひとつとして重要になるのが、それぞれの企業が発行する CSR 報告書である。しかしこの CSR 報告書を実際に読んでみると、企業の特徴がよく反映されている反面、他企業と比較して取り組みは進んでいるのか否か、その企業がどれだけ社会的責任を果たしているのか、その判断基準が分からなかった。そこで実感したことが、報告書に関する指標の必要性である。

国際的視野も含めた指標として、GRI ガイドラインがある。GRI ガイドラインによると、経済・環境・社会の三側面からの活動報告が必要とされている。また、対照表の記載も望まれており、対照表を利用すれば企業の取り組みが一目でわかるので、企業ごとの比較をする際、重宝すると考えた。しかしながら、ガイドラインへの準拠は義務付けられたものでないため、対照表が記載されていない報告書も多く見られ、企業のガイドラインの活用状況がどれほどのものであるか疑問が生じた。

そこで、実際に GRI ガイドラインと照らし合わせながら企業の報告書の分析に取り掛かった。分析は、CSR への関心が高い日本、イギリスの企業の中から行った。分析の結果、日本の企業があまり活用していない項目、イギリスの企業があまり活用していない項目、どちらの企業も活用していない項目などの傾向が見つかり、その中から様々な課題を発見した。この課題を解決するための政策を本論文において提言していきたい。

第1章 企業の社会的責任とは

高度経済成長期以降、日本において企業を取り巻く様々な問題が注目されるようになった。これらの問題に関連して、近年「企業の社会的責任」という言葉をよく耳にする。本章では企業の社会的責任という概念について、どのようにして生まれたのか、現在に至るまでの経緯に触れながら説明していきたい。また、それに伴う消費者、投資家、企業の三者の考え方の変化を見ながら、その必要性についても言及していく。

第1節 企業の社会的責任とは

企業の社会的責任とは、企業は利益貢献、株主への配当、納税といった義務だけでなく、多様な利害関係者(ステークホルダー)に対し、社会の一員としてふさわしい責任を果たすべきであるという考え方である。1960年代、高度経済成長期の日本において、四大公害をはじめとする様々な公害が各地で発生した。その原因が企業の排出した有害物質にあったことから、人々の企業への不信感が高まり、企業の社会的責任が問われ始めた。1980年代には社会貢献活動が活発になり、1990年代には、地球環境問題が顕在化して、環境保全対策が急務となった。また、1980年代半ばから今日に至るまで企業の不祥事が相次いでおり、このことから経済団体連合会(現:日本経済団体連合会)は、1991年に「企業行動憲章」を発表し、倫理観から外れた企業行動の見直しを企業に求めた。その後も企業行動憲章は1996年、2002年、2004年と改定が重ねられている。

近年、企業の社会的責任をさす言葉で CSR(Corporate Social Responsibility)がよく使われるようになった(以下 CSR を使用)。CSR という言葉が現れたのは 1990 年代以降のことである。CSR では企業の活動を、主に経済・環境・社会の三つの分野から評価している。これはトリプルボトムラインと言われる考え方で、ヨーロッパを中心に発達してきた。トリプルボトムラインが広まった背景は、「企業のグローバル化により、先進国と途上国との格差がクローズアップされたこと」、情報技術の発達で、世界中の人々に対して、公平・公明・公正さの必要性を痛感させたこと、第二次世界大戦後の経済発展によって生態系や環境の破壊を引き起こし、これから先の地球環境が危ぶまれ、持続的な発展をするために環境・社会にも目を向ける必要が出てきたこと¹の3点が挙げられる。

このように CSR は、時代とともに発展していき、また意味が広範なため、正確な定義がしがたいものである。CSR の定義は多くの研究者によって行なわれており、大まかな意味は一緒であるが、細かい内容、範囲、表現が異なっているため、その点が曖昧な概念である。

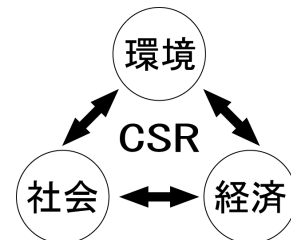


図1 トリプルボトムライン

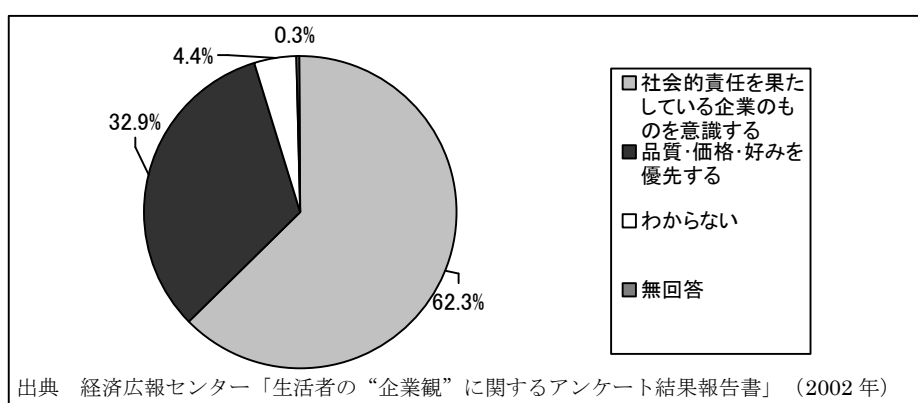
¹ 岡本享二(2004年)『CSR入門—「企業の社会的責任」とは何か—』17, 18頁

第2節 企業の社会的責任の必要性

CSR の広まりは、様々な立場の人の行動を変化させている。その中でも、消費者、投資家、企業の三者の動きについて見ていきたい。

まず消費者の動きでは、製品・サービスを選ぶ際の基準に影響を与えており、2002 年に経済広報センターが実施した、「生活者の“企業観”に関するアンケート」¹によると、「商品を購入するにあたり、不祥事の有無、社会的責任への取り組みをあなたはどの程度重視しますか」という問いに対し、「社会的責任を果たし、倫理観を徹底させている企業の商品を購入する」と6割以上もの人が答えている（グラフ1）。商品の質だけを見て購入する消費者は減ってきているのである。

グラフ1 商品を購入する際、企業の社会的責任への取り組みをどの程度重視するか



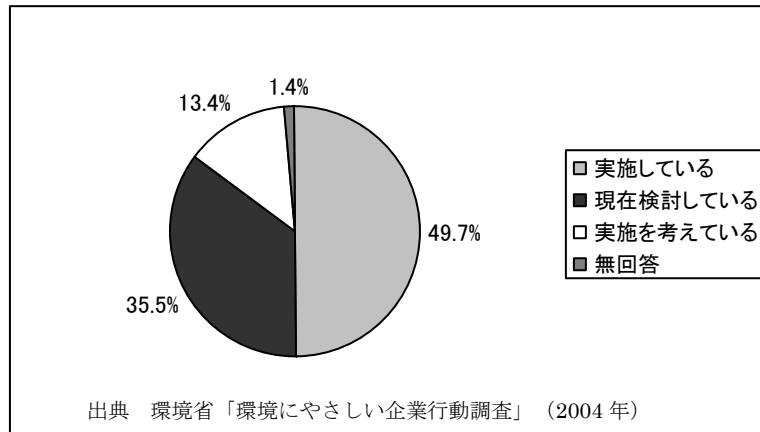
次に、投資家の動きを見ると、従来の財務内容による企業選別ではなく、非財務内容（環境面、社会面での取り組み）を踏まえて投資するSRI(Social Responsible Investing)がひろまっている。日本では「社会的責任投資」と訳され、投資家の間でも企業が社会的責任を果たしているかが重要視されるようになった。

消費者、投資家に変化があれば、当然企業にも変化が生じてくる。企業は三者の中でも特に重要な立場にある。というのは、消費者、投資家は企業の取り組みの受け手にしかすぎず、実際にCSR活動に取り組むのは企業だからである。利益のみを考えた経営ならば、商品・サービスの質の向上、コストの削減に力を注ぐが、消費者はそのような企業の商品を購入しなくなるため、利益を上げられないし、投資家も投資をしないので、企業活動自体ができなくなってしまう。ステークホルダーの信頼を得ることが重要となってきたため、社会的責任を果たそうとする企業が増えてきた。2004年度に環境省が行った「環境にやさしい企業行動調査」²によると約5割の企業がCSRを意識した企業経営を実施していると答えており、実施に向けて検討していると答えた企業が3割以上と高い関心を示している（グラフ2）。

¹ 生活者の“企業観”に関するアンケート調査結果 (http://www.kkc.or.jp/society/survey/enq_030131.pdf)

² 環境にやさしい企業行動調査結果 (<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/h16/gaiyo.pdf>)

グラフ 2 CSR を意識した企業経営の取り組み状況



以上のように、消費者・投資家・企業の間でCSRに対する関心が高まってきている。それは、企業を取り巻く様々な問題への対応、またはその予防のためにCSRが有効であり、必要なものであると考えられているからである。このような流れの中、私達もCSRに注目し、研究を進めることになった。研究を進める上で、CSRの定義は大まかな意味ではされているものの、細かい部分での定義が曖昧なことから、実際に企業がCSR活動にどのように取り組んでいるかを疑問に思い、その分析を行なうことから研究を始めた。

第2章 企業の社会的責任に関する 報告書を取り巻く状況

企業の社会的責任に関する取り組み（以下、CSR 活動）を読み解く際の重要な手段として、各企業が作成し、発行している、企業の社会的責任に関する報告書（以下、CSR 報告書）がある。CSR について研究する上で私たちはこれに注目した。本章では、まず CSR 報告書の歴史や重要性について、関心の高まりと枠組みづくりの流れという視点から言及する。そして CSR 報告書に関する現状について述べ、そこからいくつかの問題点を提示する。

第1節 CSR 報告書の重要性

第1項 CSR 報告書への関心の高まり

CSR 報告書とは、一定の期間を対象として、その間に報告者である企業・団体が行った企業の社会的責任に関する活動（CSR 活動）についての報告をまとめた文書である。内容は一般的に各組織の概要や方針から始まり、主な取り組みとそれに伴う影響や実績などの数値データ等が記載されている。近年は紙媒体の刊行物だけでなく、インターネット上でも一般公開している場合が多い。各企業から発行されるこの CSR 報告書を媒体に、私たちは企業の CSR 活動について知ることができる。

近年、消費者や投資家の間で CSR に対する関心が高まってきていることは前章で述べた通りであるが、これは同時に、報告書に対する関心の高まりとも考えられる。その一方で、企業自身の報告書に対する意識にも変化が見られている。昨年度実施された、日本経済団体連合会による「CSR（企業の社会的責任）に関するアンケート調査結果」¹によれば、日本経団連会員企業 572 社中、CSR に関する何らかの報告書を発行しているのは、全体の 55.4%に達した。そのうち、環境・社会の両方に関する報告を行っている企業は 54.9%にもなる。さらに、各企業が CSR への取り組みを開始したきっかけについては、半数以上の企業が「マスコミ報道・世論の盛り上がり」（66.7%）や「日本経団連など経済団体の活動」（56.7%）を挙げた。そのほか、13.3%の企業が「不祥事を受けての社内改革の一環」が一因だと回答している。これらのデータから、近年の CSR に対する社会の関心の高まりが、企業自身の CSR 報告への意識を高める要因のひとつになっていると言える。

第2項 CSR 報告書の枠組み作りの流れ

日本政府における CSR 報告書への取り組みは、環境庁が平成9年6月に策定した「環境報告書作成ガイドライン～よくわかる環境報告書の作り方」から始まった。その後改訂され発行された「環境報告書ガイドライン（2000年度版）」の時点でも、まだ「CSR」という表現は使用されていなかった。企業の社会的責任の視点を取り込まれ、CSR という表現が見られるようになった「環境報告書ガイドライン（2003年度版）」では、「環境報告書の定義や内

¹ CSR（企業の社会的責任）に関するアンケート調査結果（<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/066.pdf>）

容等を整理するとともに、社会性に係る項目を新設する等、…(省略)…環境報告書ガイドライン(2000年度版)策定後の国内外の動向を踏まえ¹、改訂作業が行われたとある。

一方、世界の諸外国においては1980年代から1990年代にかけて、様々に環境報告に関するガイドラインが形づくられ、同様にCSRの視点が追加的に盛り込まれてきた。中でも、前述した環境省の環境報告書ガイドライン(2003年度版)が、改訂の際に参考にした「GRIガイドライン2002」は、持続可能性報告のためのガイドラインとして、現在世界中で活用されている。NSC(サステナビリティ・コミュニケーション・ネットワーク)が今年度、CSR報告書を発行した企業を対象に実施した調査²によると、日本企業全348社中92.2%が環境省ガイドラインを参考にしており、GRIガイドライン2002を準拠もしくは参照している報告書は全体の55.5%にのぼった。ここでは、両ガイドラインを併用している報告書の割合は示されていないが、GRI日本フォーラムの調査³によると、全114社中の報告書のうち、GRIガイドライン2002を参照している報告書が全体の67.5%、環境省の環境報告書ガイドライン(2003年度版)を参照している報告書は全体の75.4%であった中、両ガイドラインを併用している企業は59.6%(114社中68社)に上った。これについては次章で詳細に触れることとする。

CSRに対する社会的な関心の高まりや、国内外におけるCSR報告書の枠組み作りが近年進み行く中で、私たち自身もまたCSR報告書に高い関心を持っている。私たちが企業のCSR活動に関する情報を得る手段としてCSR報告書を活用すると同時に、企業がCSR活動を報告することもまた、CSR活動のひとつであるとするならば、CSR報告書は、企業のCSR活動と私たちを繋ぐ最も重要な媒体の一つであると言える。

第2節 CSR 報告書の現状

まずは実際に2006年度の企業のCSR報告書に目を通し、企業の取り組みを読み解くことで、日本企業全体としての傾向を把握しようと試みた。その結果、以下の2点を根拠にCSR活動の現状を比較することは容易ではなく、分析は困難であると感じた。まず1点目は、報告書の情報の多さと煩雑さである。これは同時に記載されている情報の多様性とも関連するが、様々な情報が記載されている中で、特に一般市民が知りたいと望む情報が埋没する危険性があり、入手困難な状況にあると考える。2点目は、企業間のCSR活動の比較困難性である。全体的な傾向としてどの企業も記載する内容のものや、企業独自の取り組みなどの様々な記載に対して、企業間でどのように比較し、どの程度評価してよいものかは各読み手の判断に任されているのが現状である。本来は、どのような読み手を想定しても一定の評価軸を持つことができる報告書であるべきではないだろうか。

そこで私たちは、以上の問題点を解決するための統一された指標の必要性を感じた。指標として、前述の「環境報告書ガイドライン」の存在は認知していた。しかし、CSRへの関心が国内だけでなく国際社会においても高まっている中で、国際的にも通用するCSR報告書作りのための基準はないだろうかと考えた。前述した「GRIガイドライン2002」はまさに現在、その位置づけにあると国際的に評価を受けていることから、私たちは研究の指標としてこのGRIガイドライン2002を利用することとした。次章ではまずガイドラインの歴史から触れていく。

¹ 「環境報告書ガイドライン(2003年度版)」平成16年3月 <http://www.env.go.jp/policy/report/h15-05/index.html>

² 「日経エコロジー」2006年12月号,日経BP社

³ 調査期間:2006.8/21-9/1,9/11-1/25

調査対象:2006年度上半期に発行された、社会的責任に関する報告書から無作為に114社分を選出
なお、この調査には当プロジェクトの大村と安田がインターンシップ生として参加している

第3章 GRI ガイドラインとは

CSR 報告書を読み解く指標として、私たちが注目したGRI ガイドラインとはどのようなものであるのだろうか。本章では、そのGRI ガイドラインについての説明とその分析を行っていく。まず、GRI ガイドラインの歴史についてGRI の沿革について触れつつ言及する。次に私たちがGRI ガイドラインを選んで研究を行うことにした理由をGRI ガイドライン自体の位置づけから論証する。そして最後にその構成について言及していく。

第1節 GRI ガイドラインの歴史

GRI ガイドラインを作成しているGRI (Global Reporting Initiative) とは、オランダ・アムステルダムに本部を置く NGO であり、世界各国の企業やNGO、コンサルタントなど様々な団体や個人から構成されている。国連機関と提携し、「国連環境計画 (UNEP) 研究協力センター」としても機能している。

GRI 発足のきっかけは、1997年に米国のNGOであるCERES(環境に責任をもつ経済のための連合)とUNEPが中心となって始めたプロジェクトにある。それは、当時企業が財務情報を公表する際には、国際財務報告基準(IFRS, International Financial Reporting Standards)を用いていたことから、環境報告においても同様な世界基準を作成しようとするプロジェクトであった。しかし協議が始まって間もなく、今後持続可能な社会を目指し構築していくのならば、環境だけでなく「環境・経済・社会」の3つの側面からパフォーマンスを報告すべきだという方向性が打ち出された。これは、1997年に英国サステナビリティ社のジョン・エルキントン氏の提唱した「トリプルボトムライン」の影響が大きいとされている¹。

最終的には、環境に関する報告ではなく、持続可能性に関する報告(サステナビリティ・レポート)の国際的ガイドラインとして、2000年6月に最初の「GRI ガイドライン」が発行された。そして2002年、GRIは正式な常設機関として発足するに至った。

その後、持続可能性報告書の質、厳密さ、利便性の向上などを目的としてGRI ガイドラインの改定作業が進められ、2002年8月に「GRI ガイドライン2002」が、2006年10月には第3版となる「GRI ガイドライン2006」が発行された。G3と呼ばれる第3版の最大の変更点は、報告書作成に当たり、参考文献とされていた各指標についてのプロトコル(解説書)と業種別補足文書も、ガイドラインと一体として扱われるようになった点である。また、報告を容易に行うことができるよう、オンラインのフォーマットも用意されることとなった²。

¹ ジョン・エルキントン氏はGRIプロジェクトのメンバーでもあった

² 国連環境計画プレスリリース (<http://www.unep.org/NewsCentre/>)

第2節 GRI ガイドラインの選定理由

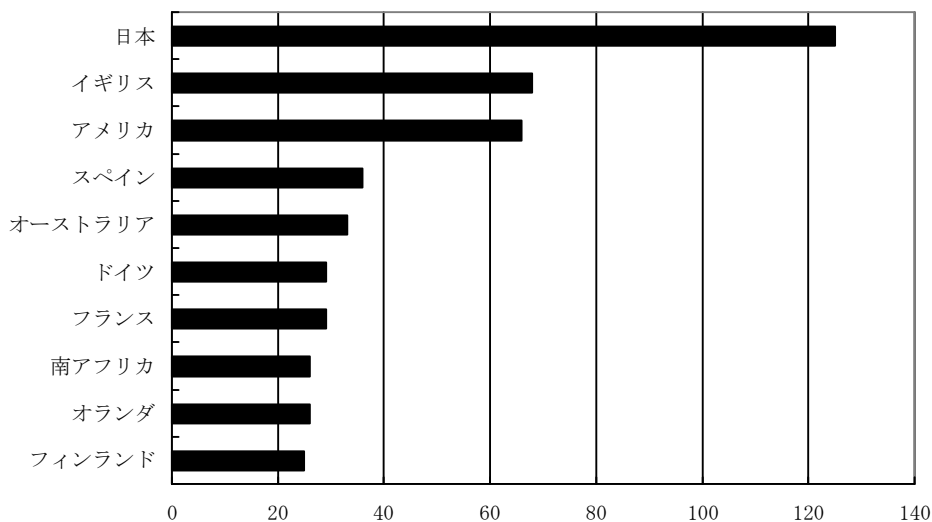
本論文において、研究指標にGRI ガイドラインを選んだ理由は、その普及性と正当性にある。以下ではそれぞれの理由について詳しく解説する。なお、GRI ガイドラインの第3版は研究開始後の2006年10月に発表されたばかりであり、調査対象となる報告書はすべて2002年度版を参照したものであることから、以下ではGRI ガイドライン2002のみを取り扱う。

第1項 普及性

「GRI ガイドライン2002」は2005年時点で14カ国語に訳され、各国企業のみならず、OECD（経済協力開発機構）や欧州閣僚理事会、欧州委員会、世界経済フォーラムなどにおいて持続可能性報告書の作成に利用されている。近年ではオーストラリアやニュージーランド、イタリアなどで、政府機関や自治体がGRI ガイドラインを利用して報告書を発行する動きも見られる¹。また、2章で述べたように日本ではGRI ガイドラインを参考として国内向けの環境報告書ガイドラインが作成されている。

2004年12月時点では、世界で623の組織がGRI ガイドラインを活用して報告書を作成・発行している。そのうち日本の組織数は世界で最も多く、125に上った。英国の同組織数は68、米国は66であることを見ても、日本においてGRI ガイドラインが広く認知されていることが分かる²。また2006年3月に開かれた、GRI 日本フォーラム主催のGRI ガイドライン第3版に関する説明会においては、GRI ガイドラインを参照して報告書を作成している企業は世界で約700社、うち日本企業は約300社にもなるとの報告もある。

グラフ 3 GRI ガイドラインを活用する上位10カ国活用組織数（2004年12月末現在）



¹ 久保、待場（2004年）

² 環境省（2004年）「環境報告書ガイドラインとGRIガイドライン併用の手引き」3項

第2項 正統性

GRI ガイドラインの正統性は以下の2つの要因に支えられている。

第一に、国連との協力体制がある。先述したように、GRI という組織自体が UNEP の公認協力機関であることに加え、国連グローバル・コンパクトとの提携がある。グローバル・コンパクト (GC) とは、1999 年の世界経済フォーラムにて、コフィー・アナン国連事務総長が提唱した考え方で、各企業に対し、人権・労働・環境・腐敗防止の4分野、10の原則の支持と、その実践を要請するものである。各企業がこれらの10原則を実践することで、事業活動を通じて世界に積極的な変化をもたらすことを目的としている。2006年現在、GCに参加している企業やステークホルダーは約100カ国、3000団体に上り、そのうち約1000団体がGCとGRIの両組織に参加しているとされている¹。GCの10原則とGRIガイドラインは相関関係にあることから、将来的にGRIガイドラインに準拠した報告書を発行すれば、その企業はGCの原則を遵守しているとみなす、などといった方向での協力が進められてきた。さらに2006年、GRIガイドライン第3版と同時に新たな提携関係が発表された。この提携は「戦略的提携 (strategic alliance)」と称され、民間企業がより包括的で組織的に、そして統合された形で責任ある企業戦略を実践する機会を提供することを目的としている。具体的には、GCの参加企業が10原則の実践に関する報告を行いながら、G3を活用する方法がツールとして示された²。

第二に、GRI ガイドライン策定過程におけるマルチ・ステークホルダーの参画がある。現在のようなグローバル化社会においては、様々な場面で国際的枠組みの作成が進んでいる。WTOのように条約に基づく政府間のルールは別として、報告書ガイドラインのような任意の国際的枠組みでは、一般的にマルチ・ステークホルダーの参画がその正統性の根拠とされている³。GRIでは、理事15人及びステークホルダー協議会委員60人が、5大陸の企業、NGO、中間組織、労働組合の4つの分野からバランスよく選ばれることがルール化されている。

第3節 GRI ガイドラインの構成

GRI ガイドライン 2002 の概要を簡潔に紹介する。GRI ガイドライン 2002 は、序文とA～Dの4つのパートの5部構成になっている。

序文では、持続可能性報告書を促進する背景及びその作成の利点が紹介されるとともに、「一般に広く認められた持続可能性報告書原則を策定する」というGRIの基本原則が確認されている。

「パートA：ガイドラインの使い方」では、ガイドラインの対象組織、他の持続可能性マネジメントツールとの関係などが説明されている。その中で「ガイドラインの柔軟な適用」として、部分的な適用から“準拠した”適用まで、幅広い適用を奨励している。GRIガイドラインに準拠した報告書と称するためには、一定のパフォーマンス指標の記載やガイドライン対照表の付記などの条件を満たす必要がある。

「パートB：報告原則」では、透明性・包含性・監査可能性など報告書作成時の重要な報告原則が表されている。

「パートC：報告書の内容」では、ガイドラインのメインとなる報告書に記載すべき事項が掲載されている。パートCは図2で示す5つのセクションから構成されている。

「パートD：用語解説と付属文書」では、ガイドラインに登場する用語の解説と、ガイドラインの段階的適用の手引きや対照表のサンプルといった付属情報が掲載されている。

¹ ゼネラル・プレス HP (<http://www.gpress.jp/blog/mt-tb.cgi/215>)

² 国連環境計画プレスリリース (<http://www.unep.org/NewsCentre/>)

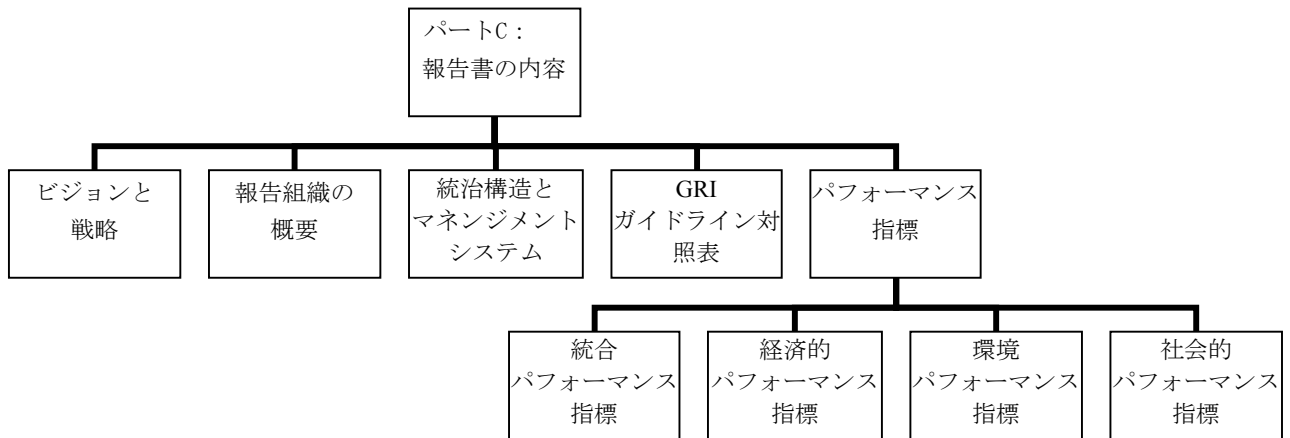
³ 後藤 (2006年)

図 2 パートCを構成する5つのセクション

1. ビジョンと戦略・・・報告組織の持続可能性に関する戦略、最高経営責任者の声明
2. 報告組織の概要・・・報告組織の構造、事業、報告書の範囲の各概要
3. 統治機構とマネージメントシステム・・・組織構造、方針、マネージメントシステム
4. GRI ガイドライン対照表・・・パートCの記載事項が報告書のどこに表示されているかを示す表
5. パフォーマンス指標・・・報告組織がもたらす影響の尺度

セクション5のパフォーマンス指標はさらに、経済・環境・社会的パフォーマンス指標と、その3つの側面の関係性を示す統合パフォーマンス指標に分類されている。(図3)
 「経済的パフォーマンス指標 (EC)」では総売り上げや総コスト、債務や支払税額などが、「環境パフォーマンス指標 (EC)」ではエネルギー使用量や排出物、生物多様性などが、「社会的パフォーマンス指標」は労働 (LA) ・人権 (HR) ・社会 (SO) ・製品責任 (PR) などの指標が規定されている。

図 3 パートCの構造



り、安価で利用できる指標を用いること。第二に注意指標には、該当する業務内容やプロセスが
 ルダーの有無などの差異を考慮する必要があり、その使用・表記をしていないことに対して
 一概に評価することは出来ないことである。よって第4章においては、企業の活動状況や環
 境に大きく左右されることのない必須指標に着目して分析を進めることとする。

図 4 必須指標と任意指標の区分

必須指標 (以下の2つの条件を満たす)

- 組織を問わず適用できるもの
- 幅広いステークホルダーに有益であるもの

任意指標 (以下のいずれかの条件を満たす)

- 先進的な経済・環境・社会的側面の測定指標で、現在、少数の報告組織で使われているもの
- 特定の報告組織の重要なステークホルダーにとって有益なもの
- 将来的に必須指標に値すると考えられて試行する価値があるもの

第4章 社会的責任に関する 報告書による現状分析

前章で GRI および GRI ガイドラインの分析を行った。これをふまえ本章においては、企業から発行された報告書のうち、GRI ガイドラインを参照している社会的責任に関する報告書についての分析を行っていく。特に GRI ガイドラインが企業の報告書においてどの程度反映されているかの分析を試みた。対象としたのは日本とイギリスの企業である。また、分析の対象となった日本の企業に対してアンケートを実施し、その結果をまとめた。

第1節 分析対象とする企業の選定

GRI ガイドラインを参照している社会的責任に関する報告書を発行している企業の分析にあたり、いくつかの条件を設け、企業を選定した。以下、その選定過程について言及する。

まず、報告書を調査する対象の企業として、インターネット上で公開されている GRI ホームページにある参照企業のデータベースのリストを使用した。このデータベースは各企業が GRI ガイドラインを元に作成した報告書を同ホームページにおいて登録し、GRI の協力機関の審査を経て、作成される企業のリストである。GRI 自体が管理・作成しているデータベースであることから最も信頼性が高いだろうと判断し、これを利用することにした。

ところが、先述のデータベースには過去において GRI ガイドラインをもとに作成した報告書を発行していた企業も含まれていた。これらの過去の報告書については、対象から外し、最新版の報告書のみを分析の対象にした。最新版とは 2006 年版と書かれている報告書および、2004 年を含まず 2005 年以降の一定期間（主に一年間であるが）についての企業の活動について報告している報告書のことである。

また、GRI ガイドラインを参照しているとされた社会的責任に関する報告書の内容がどの程度参照しているか調査するため、GRI ガイドラインの中の「対照表」というものに注目した。GRI ガイドライン対照表（以下、対照表）とは、「GRI 報告書内容の各要素の所在をセクションおよび指標ごとに示した表」のことである。GRI ガイドラインの「付属文書 6」の説明のように、「ガイドラインで要求されている報告内容を、読者が迅速かつ容易に検索できること」と「組織の報告内容が GRI ガイドラインに沿って作成されていることが、読者に明確に伝わること」が対照表の目的となっている。このような性質から、海外比較を含めた GRI ガイドラインの活用状況を図る上で対照表が重要な要素であり、本章での分析の趣旨にも合致するため、GRI ガイドライン対照表が掲載されていることを一つの条件に加えた。対照表については 補足的にインターネット公開され直接報告書に記載されていない場合も少なくないが、これらの企業についても分析対象に含めた。そして、企業選定後、この対照表の分析を中心に企業の報告書を見ていくことに決めた。

以上をふまえ、分析の対象となる企業を(1)2006年9月1日時点で GRI ガイドライン 2002 を参照していると GRI ホームページのデータベースの企業リストに記載されている企業、

(2)2006年10月24日時点で2006年度の報告書を発行している企業、(3)報告書にGRIガイドライン対照表を掲載している企業という3つの条件を設定し、選定した。

条件(1)と条件(2)において、それぞれ起点となる日付が異なっているが、途中GRIホームページのデータベースのシステムが変更され、企業のリストではなく、報告書ごとにリストが表示されるようになった。しかし、現在の仕様において表示される報告書のデータベースは、更新が遅く、なかなか最新版のデータを反映されない。特に日本においては、9月以降に各企業から報告書が出される傾向がある。したがって、分析対象となる企業の範囲を条件(1)に固定し、その範囲に対して何度か条件(2)、(3)もあわせて企業の選定を試みた。条件(2)における日付を、条件(1)と同じ2006年9月1日と置き、日本の企業を選定した結果、条件(1)の132社中、すべての条件に当てはまるのは26社であった。しかし、2006年10月24日に再度、同じ条件で見直すことにより、分析対象となる企業は34社まで増えた。

以下は、上記の(1)、(2)、(3)の条件で選定し、分析対象として確定した日本企業にリストである。

表1 分析対象となった日本企業のリスト

アサヒビール株式会社	ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン株式会社
味の素株式会社	キヤノン株式会社
中部電力株式会社	ダイキン工業株式会社
株式会社ディスコ	富士電機ホールディングス株式会社
富士写真フイルム株式会社	株式会社 INAX
花王株式会社	麒麟麦酒株式会社
コクヨ株式会社	九州電力株式会社
丸紅株式会社	松下電器産業
三菱電機株式会社	三菱地所株式会社
株式会社 商船三井	野村ホールディングス株式会社
株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ	オリンパス株式会社
セイコーエプソン株式会社	積水ハウス株式会社
シャープ株式会社	株式会社 資生堂
住友商事株式会社	サントリー株式会社
株式会社西友	太陽生命保険株式会社
東京電力株式会社	東京ガス株式会社
株式会社東芝	ヤフー株式会社

GRI のホームページのデータベースには日本以外にも世界各国の多くの企業が報告書を登録している。前章で、GRI ガイドラインを利用して作成された報告書の利点について「比較が容易になる」と述べた。この利点を活かし日本の企業の取り組み状況をさらに進めて分析するため、海外企業の発行している報告書と対比させて分析を行うことにした。

本稿で海外比較の対象として調査を行ったのはイギリスの企業である。これには以下の4つの理由があげられる。

まず、1つ目の理由としては前章のグラフ3に示されているように、GRI ガイドラインを活用する組織の数が日本は125で世界で一番となっているが、次いでイギリスが68で二位となっていた。したがって、GRI ガイドラインの活用状況を分析する上でイギリスを選ぶのが有効であると考えた。

2つ目は、イギリス自体が国レベルとしてのCSRへの取り組みが盛んであるということである。イギリスのCSRへの取り組みの特徴としてはCSR最先進国と呼ばれるほど、政府の主導力が強い。具体的な取り組みとしては、2001年4月にDTI（貿易産業省）の持続的発展部門にCSR専任機関、通称「CSR担当大臣」が世界で初めて設けられた。また、廃案になってしまったが、2002年10月に「企業責任法」についての議論が議会でなされたりしている。

また、3つ目としては、日本とイギリスは国際的な経済的、政治的課題を議論する場であるG8の参加国であり、世界的に見ても先進国であるという特徴がある。また、G8参加国の中でもイギリス・日本の両国のみが島国であるという共通点を持っているということだ。

最後の理由としては、報告書が世界標準の言語である英語で記述されているため分析が容易であるということだ。確かに、ドイツやフランスなどの英語以外が主に使用されている国の企業においても、英語の報告書が用意されていたりする例は見受けられたが、すべての企業が英語版の報告書を作成している訳ではなかった。もちろん、そのような企業が国内のみで活動している場合には英語版を出す必要がないことは言うまでもないが、分析に当たっては英語で書かれている報告書を扱うことで、分析の誤りをなくそうとする観点からもイギリスを選ぶことにした。

(1)の条件において91社であり、すべての選定条件に当てはまり対象となったのは以下の15社である。

表2 分析対象となったイギリス企業のリスト

Anglo American plc	Barclays plc
Boots Group	BP plc
British Nuclear Fuels plc	Cadbury Schweppes plc
Diageo plc	Freshfields Bruckhaus Deringer LLP
GlaxoSmithKline	National Grid Transco
O2 plc	RWE npower
SABMiller plc	Scottish & Newcastle
Vodafone Group Plc	

第2節 GRI 対照表による集計

前節(3)の選定条件にあるGRIガイドライン対照表の分析を行う。各報告書に載せられた対照表において、指標ごとに対照表に記載があると書かれていた報告書の数を合計することで各企業の取り組み状況の把握を試みた。具体的には、各指標について未報告又は該当なしとなっている場合、各企業がGRIガイドラインのその指標を活用していないと見

なした。また報告書において明確な報告がなされている場合以外に、「付属文章6」に書かれているように、除外した指標に関して「除外理由を記述したページ数を記し」ていたり、「省略理由を対照表の中で簡単に説明」されていたりする場合には、報告書内に報告がなされていなくても GRI ガイドラインの意向にそっているという理由から、取り組んでいるとみなすことにした。上記の作業を、前節で選定した日本企業 34 社、イギリス企業 15 社の報告書内および WEB 上の GRI ガイドライン対照表 1 つ 1 つに対して行い、該当する企業数を集計した。以下はその分析結果である。表は GRI ガイドラインの指標のカテゴリーごとに分けて表している。

表 3 対照表による企業分析 (ビジョンと戦略)

カテゴリー	指標	該当企業数 (括弧内はその割合)	
		日本企業 (34 社中)	イギリス企業 (15 社中)
ビジョンと戦略	1.1	31 (91%)	13 (87%)
	1.2	28 (82%)	13 (87%)

表 4 対照表による企業分析 (報告組織の概要)

カテゴリー	指標	該当企業数 (括弧内はその割合)	
		日本企業 (34 社中)	イギリス企業 (15 社中)
組織概要	2.1	30 (88%)	13 (87%)
	2.2	31 (91%)	13 (87%)
	2.3	30 (88%)	13 (87%)
	2.4	30 (88%)	13 (87%)
	2.5	30 (88%)	13 (87%)
	2.6	31 (91%)	12 (80%)
	2.7	21 (62%)	13 (87%)
	2.8	30 (88%)	13 (87%)
	2.9	29 (85%)	13 (87%)
報告書の範囲	2.10	31 (91%)	13 (87%)
	2.11	31 (91%)	13 (87%)
	2.12	23 (68%)	11 (73%)
	2.13	31 (91%)	13 (87%)
	2.14	13 (38%)	10 (67%)
	2.15	11 (32%)	11 (73%)
	2.16	8 (24%)	8 (53%)
	2.17	18 (53%)	11 (73%)
	2.18	25 (74%)	9 (60%)
	2.19	9 (26%)	8 (53%)
	2.20	18 (82%)	12 (80%)
	2.21	20 (59%)	12 (80%)
	2.22	31 (91%)	12 (80%)

表 5 対照表による企業分析 (統治構造とマネジメントシステム)

カテゴリー	指標	該当企業数 (括弧内はその割合)	
		日本企業 (34 社中)	イギリス企業 (15 社中)
構造と統治	3.1	33 (97%)	13 (87%)
	3.2	19 (56%)	12 (80%)
	3.3	8 (24%)	10 (67%)
	3.4	29 (85%)	12 (80%)
	3.5	9 (26%)	12 (80%)
	3.6	29 (85%)	13 (87%)
	3.7	32 (94%)	13 (87%)
	3.8	13 (38%)	10 (67%)
ステークホルダーの参画	3.9	25 (74%)	13 (87%)
	3.10	13 (82%)	13 (87%)
	3.11	25 (79%)	13 (87%)
	3.12	28 (94%)	13 (87%)
統括的方針およびマネジメントシステム	3.13	27 (71%)	10 (67%)
	3.14	32 (71%)	11 (73%)
	3.15	24 (65%)	12 (80%)
	3.16	24 (79%)	13 (87%)
	3.17	22 (65%)	10 (67%)
	3.18	16 (47%)	11 (73%)
	3.19	31 (91%)	11 (73%)
	3.20	29 (85%)	10 (67%)

表 6 対照表による企業分析 (経済的パフォーマンス指標)

セクション	指標	該当企業数 (括弧内はその割合)	
		日本企業 (34 社中)	イギリス企業 (15 社中)
顧客	EC1	33 (97%)	15 (100%)
	EC2	20 (59%)	14 (93%)
供給業者	EC3	11 (32%)	12 (80%)
	EC4	3 (9%)	9 (60%)
従業員	EC5	4 (12%)	13 (87%)
投資家	EC6	14 (41%)	11 (73%)
	EC7	15 (44%)	11 (73%)
公共部門	EC8	7 (21%)	12 (80%)
	EC9	5 (15%)	5 (33%)
	EC10	19 (56%)	15 (100%)

表 7 対照表による企業分析 (環境パフォーマンス指標)

カテゴリー	指標	該当企業数 (括弧内はその割合)	
		日本企業 (34 社中)	イギリス企業 (15 社中)
原材料	EN1	24 (71%)	6 (40%)
	EN2	14 (41%)	5 (33%)
エネルギー	EN3	32 (94%)	14 (93%)
	EN4	11 (32%)	6 (40%)
水	EN5	31 (91%)	14 (93%)
生物多様性	EN6	4 (12%)	7 (47%)
	EN7	6 (18%)	10 (67%)
放出物、排出物 および破棄物	EN8	33 (97%)	14 (93%)
	EN9	16 (47%)	10 (67%)
	EN10	25 (74%)	8 (53%)
	EN11	32 (94%)	15 (100%)
	EN12	20 (59%)	10 (67%)
	EN13	15 (44%)	9 (60%)
製品とサービス	EN14	26 (76%)	12 (80%)
	EN15	15 (44%)	6 (40%)
法の遵守	EN16	14 (41%)	11 (73%)

表 8 対照表による企業分析 (社会的パフォーマンス指標:労働慣行と公正な労働条件)

セクション	指標	該当企業数 (括弧内はその割合)	
		日本企業 (34 社中)	イギリス企業 (15 社中)
雇用	LA1	26 (76%)	15 (100%)
	LA2	10 (29%)	9 (60%)
労働/ 労使関係	LA3	10 (29%)	9 (60%)
	LA4	16 (47%)	14 (93%)
安全衛生	LA5	27 (79%)	13 (87%)
	LA6	20 (59%)	8 (53%)
	LA7	11 (32%)	14 (93%)
	LA8	5 (15%)	8 (53%)
教育研修	LA9	7 (21%)	9 (60%)
多様性と 機会	LA10	31 (91%)	15 (100%)
	LA11	21 (62%)	13 (87%)

表 9 対照表による企業分析 (社会的パフォーマンス指標:人権)

セクション	指標	該当企業数 (括弧内はその割合)	
		日本企業 (34 社中)	イギリス企業 (15 社中)
方針とマネジメント	HR1	29 (85%)	14 (93%)
	HR2	14 (41%)	11 (73%)
	HR3	15 (44%)	12 (80%)
差別対策	HR4	24 (71%)	15 (100%)
組合結成と団体交渉	HR5	10 (29%)	11 (73%)
児童労働	HR6	12 (35%)	13 (87%)
強制・義務労働	HR7	15 (44%)	12 (80%)

表 10 対照表による企業分析 (社会的パフォーマンス指標:社会)

セクション	指標	該当企業数 (括弧内はその割合)	
		日本企業 (34 社中)	イギリス企業 (15 社中)
地域社会	S01	22 (65%)	15 (100%)
贈収賄と汚職	S02	24 (71%)	15 (100%)
政治献金	S03	13 (38%)	14 (93%)

表 11 対照表による企業分析 (社会的パフォーマンス指標:製品責任)

セクション	指標	該当企業数 (括弧内はその割合)	
		日本企業 (34 社中)	イギリス企業 (15 社中)
顧客の安全性	PR1	32 (94%)	11 (73%)
製品とサービス	PR2	25 (74%)	12 (80%)
プライバシーの尊重	PR3	29 (85%)	9 (60%)

第3節 企業アンケートによる GRI ガイドライン活用状況の調査・分析

GRI ガイドラインは、そもそもそれを実際に参考とする企業に、どのように捉えられているものなのか、また、どのように活用されているのか。先述した34社の日本企業に対して、GRI ガイドラインを CSR 報告書の参考指標として使うに当たってどのような背景があったか、また、使い勝手はどのようであるかなどの6項目からなるアンケートを行い調査した。なお、先述した条件(1)、(2)、(3)により調査研究対象とした日本企業34社のみならず、絞ってアンケートを行ったのは、GRI ガイドラインの CSR 報告書への活用について適当な回答を得ら

れると判断したからである。GRI ガイドラインの対照表を参考にしているという活用水準の高さもこのアンケート調査の信頼性を高めるだろう。

アンケートの内容は6項目であり、それぞれ「最新版のCSR 報告書に用いた GRI ガイドラインの版」、GRI ガイドラインを参考にした理由、「参考にしたことによる利点」、「参考にしたことによる弊害」、「扱いにくかった GRI ガイドラインの項目」、「今後 CSR 報告書発行において GRI ガイドラインを参考とするか」である。基本的に選択肢を主とし、各項目の回答の具体例については任意で具体的な回答を得た（表 12）。

表 12 アンケート項目

<p>問1. 今年度発行した「企業の社会的責任に関する報告書」の作成にあたり、どのバージョンの GRI ガイドラインを参考にされましたか？ (複数選択可)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. GRI サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン 2002 2. GRI サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第三版ドラフト 3. その他 () <p>問2. なぜ、GRI ガイドラインを参考にされましたか？ (複数選択可)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本で広く普及しているから 2. 世界で広く普及しているから 3. 参考にする又は準拠することが業界などで申し合わされているから 4. 参考に使うことで報告書の内容の信頼性が増すから 5. 参考に使ったことを公開すると企業自体の信頼性が増すから 6. ガイドラインの趣旨が貴社の報告書作成の目的に合うから 7. ガイドラインの部分的な使用が許可され、報告書作成の自由度が高いから 8. 昨年以前の報告書発行で参考にしていたから 9. その他 () <p>問3. GRI ガイドラインを参考にしたことで、どのようなメリットがありましたか？ (複数選択可)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ガイドラインを参考にする以前に公開を検討した情報以外にも公開した方がよい情報が見つかり、報告書の内容充実・信頼性向上につながった (具体例:) 2. 報告書の書き方に関する指針となり、報告書作成業務の簡略化につながった 3. 日本国内のステークホルダーに好評価される報告書を作成できた 4. 日本国外のステークホルダーに好評価される報告書を作成できた 5. 日本国内における報告書の社会的信頼性が増した 6. 日本国外における報告書の社会的信頼性が増した 7. その他 () 8. 特段のメリットは感じられなかった <p>問4. GRI ガイドラインを参考にしたことで、どのようなデメリットがありましたか？ (複数選択可)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 報告書に記載する内容が当初の予定より多くなり、報告書作成業務が煩雑化した (具体例:) 2. 業務内容とガイドラインの趣旨・報告指定項目に隔たりがあり、参考にしづらいところがあった (具体例:)

3. 同時に参考とした他のガイドライン（環境省環境報告書ガイドライン 2003 等）と概要が重複するが仔細が異なる内容があったため、混乱が生じた
 （具体例： _____）

4. 同時に参考とした他のガイドラインとの趣旨の違いから、報告書全体の構成に関して変更が必要になった
 （具体例： _____）

5. その他（ _____）

6. 特段のデメリットは感じられなかった。

問5. お使いになられたGRI ガイドラインのコア項目の中で記載しにくいと感じられる項目があれば、項目名をご記入下さい。（複数回答可）
 （ _____）

問6. 今後の「企業の社会的責任に関する報告書」作成発行にあたり、参考にする予定のガイドラインがあれば、お答えください。
 （複数選択可）

1. GRI サステナビリティ・レポート・ガイドライン 2002
 2. GRI サステナビリティ・レポート・ガイドライン 2002 の改訂版
 3. その他（ _____）

アンケートの回答企業は16社で、回収率は47.1%であった。以下、回収されたアンケートから分析する。（文章中の各数字・引用文については節末のグラフ「アンケート集計結果」を参照のこと）

まず、GRI ガイドラインを参考にした理由について、56.3%の企業が「日本における広範な普及」を挙げ、87.5%が「世界における広範な普及」を挙げている。さらに、「参考にすることで報告書の内容の信頼性が増す」という項目も43.8%の企業が挙げている。このことから、日本企業はCSR 報告書作成の普遍的な指標としてのGRI ガイドラインに価値を見出しているといえるのではないだろうか。

この命題の補強材料として、アンケートに回答した企業の具体的な回答に『GRI ガイドラインを参考にすれば、ある程度各社比較が可能となり、自社の取り組みと他社のそれとを比較検討することで、PDCA サイクルが廻っていく材料にもなりうる』、『読者が同じ項目で複数の企業を比較したい場合、GRI ガイドラインという共通のものさしがあれば参照性が高くなるため参考にした』というものがあることも挙げられる。

また、回答企業の実に81.3%が「今後のCSR 報告書作成にGRI ガイドラインの改訂版を参考とする予定」と答えたこと、そして『GRI ガイドラインの活用によって、社会から要求されている情報を網羅的に発信することができている』、『GRI ガイドラインというグローバルなベンチマークに沿って自社の報告内容を確認できた』という具体的な回答があることから、企業がGRI ガイドラインをCSR 報告書作成において信頼していることも読み取れる。

こうした一方で、この問いに対する答えの中で、「ガイドラインの趣旨が自社の報告書作成の目的に適う」というものは31.3%にとどまり、「業界における基準として使用が申し合わされている」に至っては1社も答えてないことから、日本企業全体としてGRI ガイドラインをCSR 報告書作成の基準とするには至っていないことも分かる。

ただし、「昨年以前の報告書で参考にした」という企業も31.3%しかなかったことから、新規に参考として利用する企業が多い、つまり確実に年々GRI ガイドラインが企業に浸透してきているのも確かである。

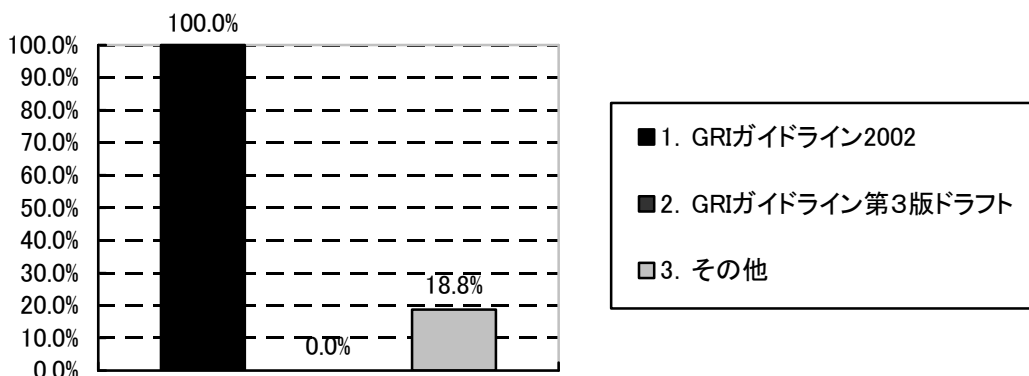
次にGRI ガイドラインをCSR 報告書作成の参考とする際の使い勝手についてから分析する。

アンケート結果によると、「特段のデメリットはない」を実に75.0%の企業が選んでいることから、現状のGRI ガイドラインに対する日本企業の評価は低くないといえよう。これは『環境報告書から CSR 報告書へ移行する際に、掲載情報の参考になった』という回答が企業から得られたことや、先述の「参考にした理由」に関連して例示した2つの具体的回答からも補強される。

ただ一方で、メリットについてこちらが提示した選択肢の中で回答企業の半数以上が選ぶものが無かったこと、また「特段のメリットが無かった」と回答した企業が25.0%あったことから、日本企業全体にとって普遍的・横断的に大きなメリットとなる点もGRI ガイドラインにはないようである。この点について、GRI ガイドラインには企業が CSR 報告書を作成する上でのインセンティブを付与するための改善を図る必要があるといえるかもしれない。

また、25.0%の企業が「業務内容とガイドラインの趣旨・報告指定項目に隔たりがあり、参考にしづらいところがあった」を選択し、具体的な回答として『「経済的パフォーマンス指標の直接的な影響」が経営の直接的な指標として把握していない情報が含まれるため参考にしづらい』、『「生物多様性」、「先住民のニーズ」が業務上もともと行っていない業務が指標になっているため扱いづらい』というものがあつたことから、特に日本という国の企業にとって GRI ガイドラインが適切に対応していないということもできるのかもしれない。

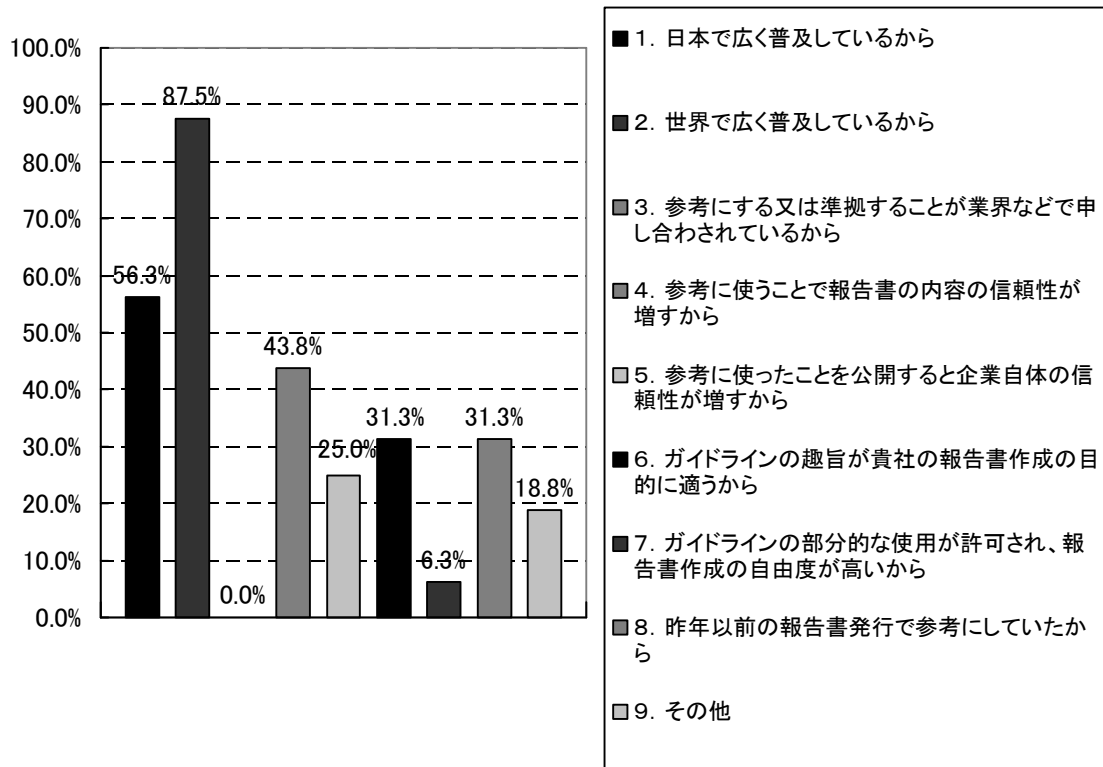
グラフ 4 アンケート問 1 「CSR 報告書の作成にあたり、どのバージョンのGRI ガイドラインを参考にしたか？」



【その他として回答されたもの】

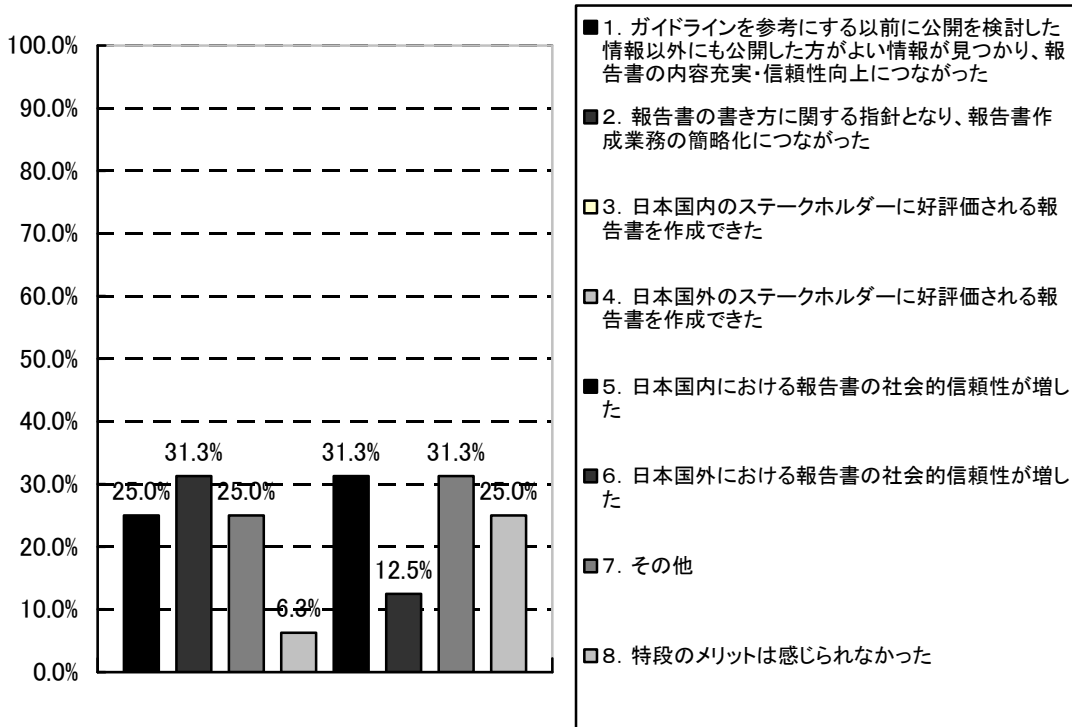
環境報告書ガイドライン 2003、環境会計ガイドライン 2005、事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン 2002

グラフ 5 アンケート問2 「なぜ、GRI ガイドラインを参考にしたか？」



- 【個別回答事例】**
- ・ [選択肢 1. について] 「社会的パフォーマンス指標『多様性と機会』」 LA(10) に記載する内容。
 - ・ [選択肢 2. について] グローバル企業の利用など、ある程度普及していると認識できるから。「広く」とまで言えるかは判断できない。
 - ・ [選択肢 9. について] CSR レポートには開示基準が無く、各社任意作成である。GRI ガイドラインを参考にすれば、ある程度各社比較が可能となり、自社の取り組みと他社のそれとを比較検討することで、PDCA サイクルが廻っていく材料にもなりうる。
 - ・ [選択肢 9. について] 国や立場の異なるステークホルダーが参加して作成しているから。
 - ・ [選択肢 9. について] 読者が同じ項目で複数の企業を比較したい場合、GRI ガイドラインという共通のものさしがあれば参照性が高くなるため。

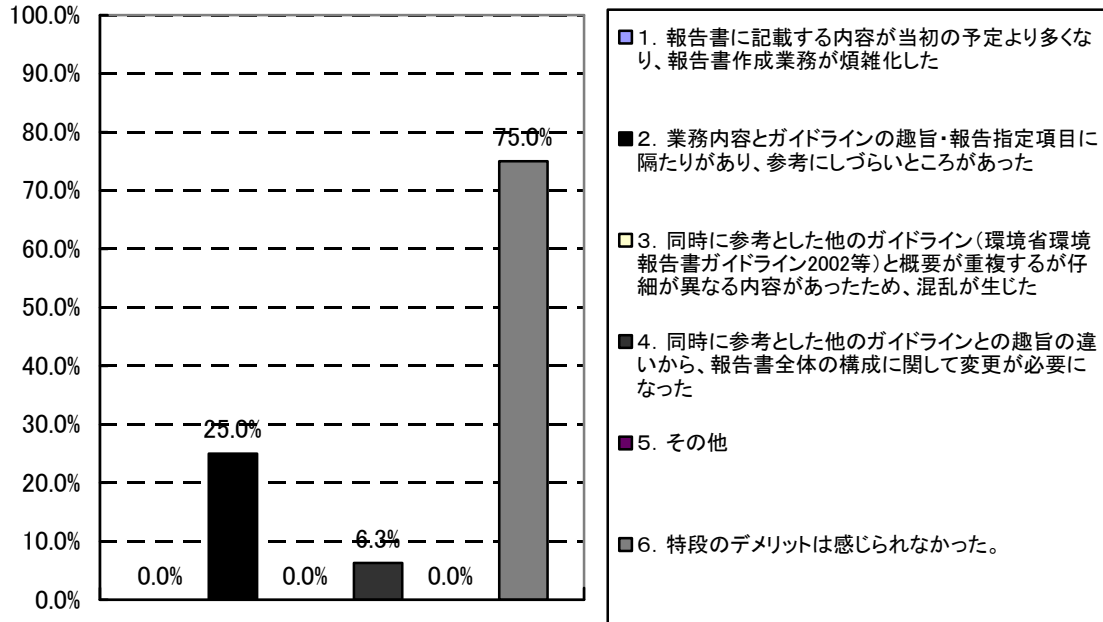
グラフ 6 アンケート問3 「GRI ガイドラインを参考にしたことで、どのようなメリットがあったか？」



【個別回答事例】

- ・ [選択肢 7. について] 社内の情報開示調整の根拠として活用でき、効率的だった。
- ・ [選択肢 7. について] 幅広いステークホルダーのニーズを網羅的に把握できた。
- ・ [選択肢 8. について] 報告書を見る人、研究者にはメリットがあると考え、またそこを考慮して参考とした。
- ・ [選択肢 7. について] 1つのグローバルなスタンダードと捉え、ステークホルダーの関心事を知るのに役立った。
- ・ [選択肢 1. について] 環境報告書から CSR 報告書へ移行する際に、掲載情報の参考になった。
- ・ [選択肢 7. について] GRI ガイドラインというグローバルなベンチマークに沿って自社の報告内容を確認できた。

グラフ 7 アンケート問 4 「GRI ガイドラインを参考にしたことで、どのようなデメリットがあったか？」



【個別回答事例】

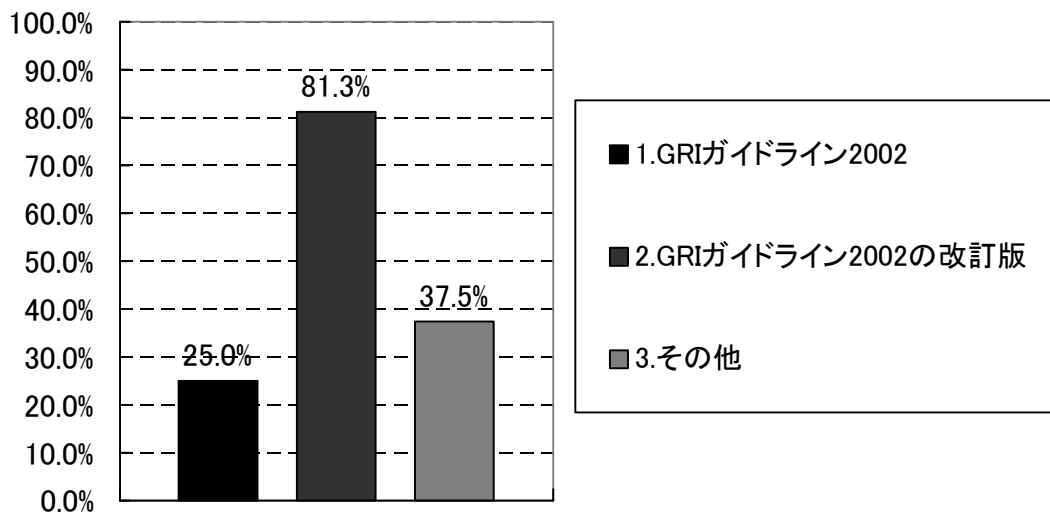
- ・ [選択肢 2. について] 参考することは義務ではないため、「デメリット」とは言いがたいが参考にしづらいという事実はある。問 5 参照
- ・ [選択肢 2. について] 「経済的パフォーマンス指標の直接的な影響（必須指標）」が経営の直接的な指標として把握していない情報が含まれるため。「生物多様性」・「先住民のニーズ」が業務上もともと行っていない業務が指標になっているため（例：資源採掘を行っていない。先住民がいる地域の開発を行っていない）。
- ・ [選択肢 2. について] 人権指標、労働慣行と公正な労働条件指標など。
- ・ [選択肢 6. について] 準拠ではなく参考扱いのため、厳密に GRI に沿った項目を報告するわけではないのでデメリット感はない。準拠を前提とすれば EC1~EC10 のパフォーマンス指標の報告が困難。また、株主総会に合わせた発行を行っており、株主への配当等の報告を記載するなら株主総会の承認を得た確定値での報告が必要となり、発行日の変更が余儀なくされる。

グラフ 8 アンケート問 5 「GRI ガイドラインのコア項目の中で記載しにくいと感じられる項目名。」

回答件数 16 社中、項目名を挙げた企業 5 社 (31.3%)

- ・『経済的パフォーマンス指標：直接的な影響』EC(1～EC12)
- ・『社会的パフォーマンス指標：社会「地域社会」』S01、S04)
- ・『社会的パフォーマンス指標：社会「政治献金のマネジメントシステム」』S03)
- ・『環境パフォーマンス指標「生物多様性」』EN(6～EN7、EN23～EN29)
- ・『社会的パフォーマンス指標：人権「先住民のニーズ」』HR(12～HR14)
- ・『社会的パフォーマンス指標：人権』HR 全般)
- ・『社会的パフォーマンス指標：労働慣行と公正な労働条件』LA 全般)
- ・EN15
- ・LA8

グラフ 9 アンケート問 6 「今後、CSR 報告書作成発行にあたり、参考にする予定のガイドラインは？」



【その他として回答されたもの】

環境報告書ガイドライン 2003、環境会計ガイドライン 2005、事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン 2002、AA1000

第5章 さらなる分析と課題の発見

本章においては、第4章の日本企業とイギリス企業の報告書における GRI ガイドライン対照表の集計結果を用い、3つの視点から5つの手法で分析を試みた。第1節でセクション・パフォーマンス指標ごと、第2節で項目別の活用状況・環境報告書ガイドラインとの関係性、第3節で GRI ガイドラインの活用が進んでいる企業団体の分析と GRI ガイドライン第3版との関係性、この3つの視点から、日英企業、GRI、日本政府での多様性のある政策提言へとつなげる課題を明らかにする。

第1節 セクション・パフォーマンス指標ごとの分析

まず、第4章2節の対照表に記載されている項目について、全体的な視野から活用状況の傾向を把握することを目的に、セクション指標・パフォーマンス指標別に活用状況を調査する。この際に、イギリス企業における対照表の活用状況も合わせて調査、比較する。日本とイギリスの国際比較を行うことによって、対照表における各セクション・パフォーマンス指標の項目の活用状況の国際的な傾向がつかめると考えられる。

第1項 分析手法

日本企業とイギリス企業のそれぞれにおいて、対照表の各セクション・パフォーマンス指標の項目の活用状況について比較して分析を行う。日本企業、イギリス企業のそれぞれにおいて、各セクション・パフォーマンス指標の活用企業数が全体企業数に占める割合を算出した。国別のセクション・パフォーマンス指標ごとの計算式は、以下の数式1で表せる。

数式 1

$$\begin{aligned} & \text{(各項目の活用企業数の合計)} / \{ \text{(項目数)} * \text{(全企業数)} \} * 100 \\ & = \text{(各セクション・パフォーマンス指標の活用率)} \end{aligned}$$

数式1から導かれた数値から〔日本企業の活用率〕と〔イギリス企業の活用率〕の差を算出する。この“差”とは、プラスの値が大きくなるほど、日本企業の指標項目の活用割合がイギリス企業に比べて高いことを示すものである。逆に、マイナスの値が大きくなるほど、日本企業の指標項目の活用割合がイギリス企業に比べて低いことを示す。

この算出から得られた結果を表13に示し、さらに表13をもとにグラフ10を作成した。

第2項 分析結果

セクション1.2.3は、日本においてもイギリスにおいても活用率がすべて7割を超えており、両国の活用率に顕著な差は見られない。これは、セクション1.2.3が、主に報告組織の事業内容や、報告書に関する基本的情報の記載を求める項目などから構成されているからだと考えられる。

一方、パフォーマンス指標について分析してみると、日本はイギリスと比較して、社会的パフォーマンス指標の製品責任（PR）を除く指標の活用率が低い。環境パフォーマンス指標（EN）の〔日本企業の活用率〕と〔イギリス企業の活用率〕の差が-7%と比較的小さいことを除いて、他のパフォーマンス指標についてはその活用率に大きな開きが見られた。社会的パフォーマンス指標の社会（SO）の中で、調査対象となる項目が3項目であることを加味すると、同項目が10項目ある、経済パフォーマンス指標（EC）における日本の活用率の低さが際立つ。第2章でも述べたように、日本企業はCSR報告書を作成する際に、GRIガイドラインとともに環境省の環境報告書ガイドラインを参照する場合が多い。その環境報告書ガイドラインには、ECの項目に当たる記載がなく、このことが少なからず影響していると考えられる。

このような分析結果を踏まえて、次節以降の分析対象からはセクション1.2.3を除外し、パフォーマンス指標を中心として分析を進めていくこととする。

また、この導入部分にあたる分析においては把握しきれなかった以下の4点について、次節以降で分析を行い、論じる。

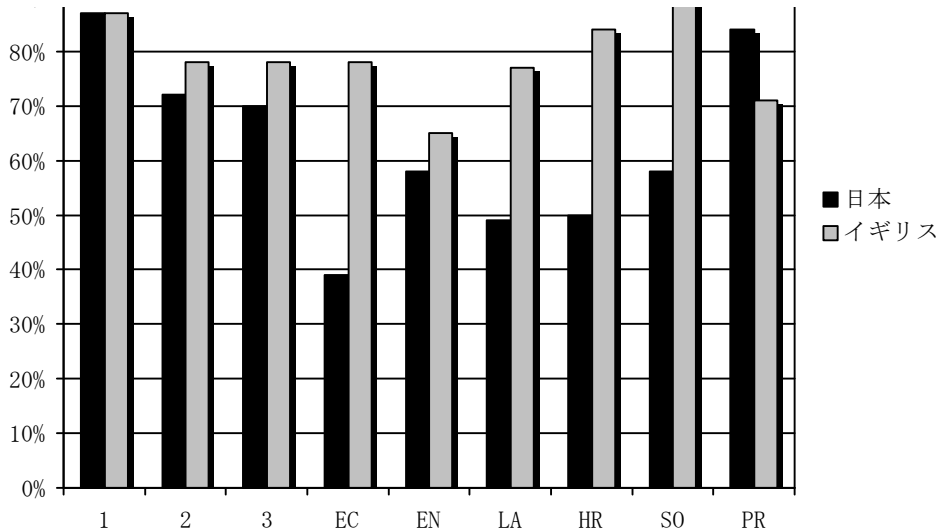
- 1) 項目別の活用状況
- 2) 環境報告書ガイドラインとの関係性
- 3) GRIガイドラインの活用が進んでいる企業集団の分析
- 4) GRIガイドライン第3版との関係性

1,2に関しては第2節で、3,4に関しては第3節で論じる。

表 13 GRIガイドラインの必須指標における日本企業とイギリス企業の活用割合比較表

セクション・パフォーマンス指標名	日本企業の活用割合	イギリス企業の活用割合	差	
1 ビジョンと戦略	87%	87%	0%	
2 報告組織の概要	72%	78%	-6%	
3 統治構造とマネジメントシステム	70%	78%	-8%	
経済パフォーマンス指標（EC）	39%	78%	-39%	
環境パフォーマンス指標（EN）	58%	65%	-7%	
社会的 パフ ー マン ス 指 標	労働慣行と公正な労働条件（LA）	49%	77%	-28%
	人権（HR）	50%	84%	-34%
	社会（SO）	58%	98%	-40%
	製品責任（PR）	84%	71%	13%

グラフ 10 GRI ガイドラインの必須指標における日本企業と英国企業の活用割合比較を示したグラフ



第2節 項目別の活用状況・環境報告書ガイドラインとの関係性の分析

第1項 分析手法 I

前節を受けて、本節では日本企業とイギリス企業の項目ごとの活用状況を比較・分析する。それを受け、日本における項目の活用率と、環境報告書ガイドラインの記載にどのような関係性があるのかを検証する。

初めに日本企業、イギリス企業それぞれについて、各項目の活用企業数が全体に占める割合を算出した。計算式は、以下の数式2のようになる。

数式 2

$$\begin{aligned} & (\text{各項目の活用企業数}) / (\text{全企業数}) * 100 \\ & = (\text{各項目の活用率}) \end{aligned}$$

数式2から導かれた数値から〔日本企業の活用率〕と〔イギリス企業の活用率〕の差を算出し、その値の大きい順に並べ替え、表14に示す。その上で、環境報告書ガイドラインには記載されていない項目を洗い出し、該当する項目については表14で示した。

次に、表14の数値の分布をグラフ11で表し、対照表の項目の中で「環境報告書ガイドラインに該当する記載がない項目」を反映させる。

第2項 分析結果 I

これらの表とグラフから、読み取れることは、以下の2点である。

第一に、日本企業はイギリス企業に比べて項目の活用率が低い。パフォーマンス指標の全項目における、差の平均は23%であった。表14において、プラスの値をとる項目は9項目、マイナスの値をとる項目は41項目であった。

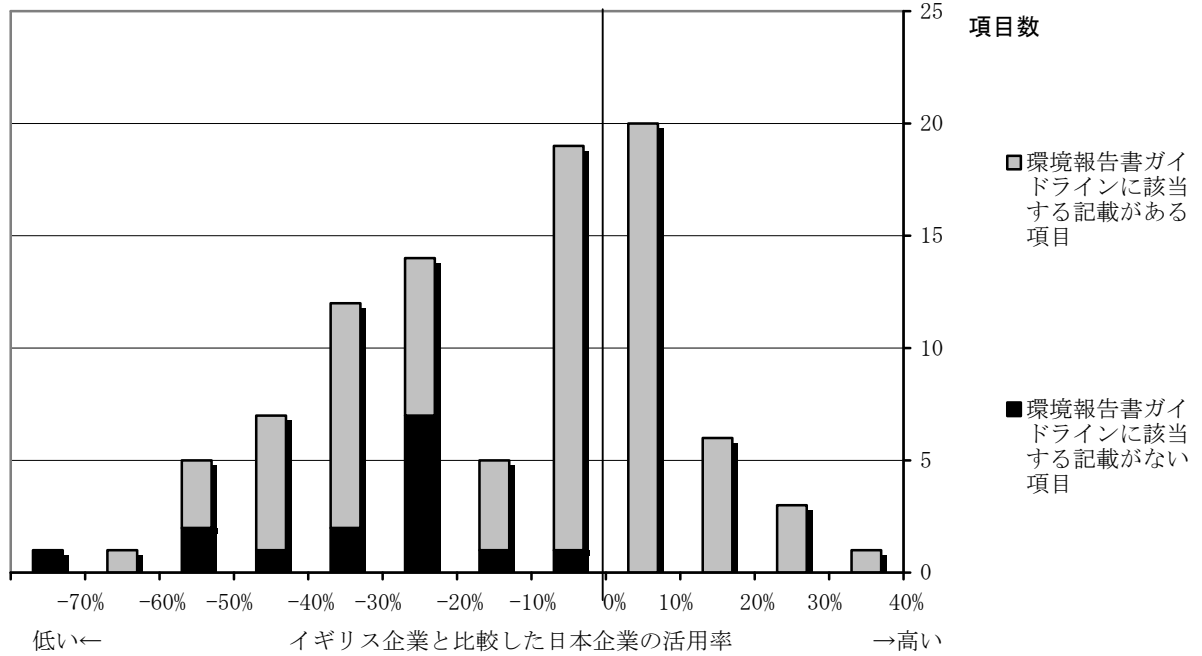
第二に、環境報告書ガイドラインの記載内容と、対照表の活用状況には何らかの関係性があるように思われる。グラフ11において、環境報告書ガイドラインに記載されていない項目はすべて、マイナス領域、つまり、日本企業の活用率がイギリス企業のそれを下回る領域に分布しているからである。

そこで、環境報告書ガイドラインの記載内容と、対照表の活用状況との間にどのような関係性があるのかについて、次項で分析を進める。

表14 パフォーマンス指標項目の活用割合差（環境報告書ガイドラインに該当のない項目を灰色で表示）

項目	日本	イギリス	差	項目	日本	イギリス	差
EN1	71%	40%	31%	S02	71%	100%	-29%
PR3	85%	60%	25%	EC7	44%	73%	-29%
EN10	74%	53%	21%	LA2	29%	60%	-31%
PR1	94%	73%	21%	LA3	29%	60%	-31%
EN2	41%	33%	8%	EC6	41%	73%	-32%
LA6	59%	53%	6%	EN16	41%	73%	-32%
EN15	44%	40%	4%	HR2	41%	73%	-32%
EN8	97%	93%	4%	EC2	59%	93%	-34%
EN3	94%	93%	1%	EN6	12%	47%	-35%
EN5	91%	93%	-2%	S01	65%	100%	-35%
EC1	97%	100%	-3%	HR3	44%	80%	-36%
EN14	76%	80%	-4%	HR7	44%	80%	-36%
EN11	94%	100%	-6%	LA8	15%	53%	-38%
PR2	74%	80%	-6%	LA9	21%	60%	-39%
EN12	59%	67%	-8%	EC10	56%	100%	-44%
LA5	79%	87%	-8%	HR5	29%	73%	-44%
EN4	32%	40%	-8%	LA4	47%	93%	-46%
HR1	85%	93%	-8%	EC3	32%	80%	-48%
LA10	91%	100%	-9%	EN7	18%	67%	-49%
EN13	44%	60%	-16%	EC4	9%	60%	-51%
EC9	15%	33%	-18%	HR6	35%	87%	-52%
EN9	47%	67%	-20%	S03	38%	93%	-55%
LA1	76%	100%	-24%	EC8	21%	80%	-59%
LA11	62%	87%	-25%	LA7	32%	93%	-61%
HR4	71%	100%	-29%	EC5	12%	87%	-75%

グラフ 11 活用率の差の分布と環境報告書ガイドラインの影響を示すグラフ



第 3 項 分析手法 II

表 14 の差において、マイナスの値が大きい項目、つまり日本企業の活用率がイギリス企業と比べて著しく低い 10 項目を対象を絞った。その上で、項目内容と環境報告書ガイドラインの記載内容の比較を行い、表 15 を作成した。対象とした項目は、LA4、EC3、EN7、EC4、HR6、S03、EC8、LA7、EC5、HR5 である。

第 4 項 分析結果 II

表 15 の結果からこれらの項目は、「GRI ガイドラインと環境報告書ガイドラインとで、その記載内容が異なるため、両ガイドラインの要求を満たすような報告をすることが困難となり、それにより項目の活用割合が低くなる」という仮説が成り立つ。

表 15 GRI ガイドラインの項目と環境報告書ガイドラインの内容の比較

GRI ガイドライン	環境報告書ガイドライン	備考
EC3、EC4、EC8、EC5	該当なし	
EN7. 陸上、淡水域、海洋において報告組織が行う活動や提供する製品とサービスによって発生する生物多様性への主な影響の内容。	・生物多様性の保全に関する取組の状況 <u>事業活動に伴う生物多様性への主な影響等を可能な範囲で記載することも重要です。</u>	環境省のガイドラインでは「製品、サービスによる影響」の記述がなく、報告範囲が狭まっている。また、「可能な範囲で記載」と消極的な表現になっている。
LA4. 報告組織の運営に関する変更(例: リストラクチャリング)の際の従業員への情報提供、協議、交渉に関する方針と手順。	・労使関係の状況(労働組合の組織率、団体交渉の状況、 <u>解雇及び人員整理に対する基本的方針</u> と履行状況、労働紛争・訴訟等の状況、労働基準監督局からの指導、勧告等の状況)	環境省のガイドラインでは、従業員への情報提供、協議、交渉に関する方針と手順についての記述がない。
LA7. 一般的な疾病、病欠、欠勤率、および業務上の死亡者数(下請け従業員を含む)。	・労働災害発生頻度、労働災害件数(事故件数)	両ガイドラインで、ほとんど異なった情報の報告が求められている。 (そもそもこの項目が対応しているのか疑問)
HR5. 組合結成の自由に関する方針と、この方針が地域法から独立して国際的に適用される範囲の記述。またこれらの問題に取り組むための手順・プログラムの記述。	・労使関係の状況(<u>労働組合の組織率、団体交渉の状況</u> 、解雇及び人員整理に対する基本的方針と履行状況、労働紛争・訴訟等の状況、労働基準監督局からの指導、勧告等の状況)	環境報告書ガイドラインでは、組織結成の自由、地域法から独立して国際的に適用される範囲、また取り組むための手順・プログラムの記述を要求してない。
HR6. ILO 条約第 138 号で規定されている児童労働の撤廃に関する方針と、この方針が明白に述べられ適用されている範囲の記述。またこの問題に取り組むための手順・プログラム(監視システムとその結果を含む)の記述。	・ <u>児童労働、強制・義務労働防止の取組状況(サプライチェーンを含むこれらに関する撤廃プログラムの状況等)</u>	環境報告書ガイドラインでは、児童労働の撤廃に関する方針、方針が適用されている範囲、この問題に取り組むための手順についての記述はない。
S03. 政治的なロビー活動や献金に関する方針、手順・マネジメントシステムと遵守システムの記述。	・ <u>環境関連分野以外の寄付、献金の寄付、献金先及び金額</u>	環境報告書ガイドラインでは、方針やマネジメントシステムと遵守システムについての記述はない。

第3節 GRI ガイドラインの活用が進んでいる企業集団の分析と GRI ガイドライン第3版との関係性

第1項 分析手法 I

第1節および第2節の調査・分析では、日本とイギリスのそれぞれの国における活用率に着目して調査してきた。本節では、GRI ガイドラインを活用している上位二カ国（データ）である日本・イギリスの両国の企業を合わせて、「GRI ガイドラインの活用が進んでいる企業集団」とみなして調査を行い、その傾向を把握する。

GRI ガイドラインの各項目において、両国の活用企業数の合計が、両国の企業数の合計に占める割合を算出する。ただし、調査対象とする企業数が日本 34 社、イギリス 15 社と大きく異なるため、イギリスの活用企業数に 2.27 を乗じて両国の企業数を 34 社に揃えて分析が行えるよう、母数の調整を図る。このようにして、調整されたイギリスの活用企業数を「修正イギリス活用企業数」とする。よって、この調査における母数は 68 社となる。各項目における計算式は、数式 3 のようになる。

数式 3

$$\begin{aligned} & (\text{日本の活用企業数、修正イギリス活用企業数の合計}) / 68 * 100 \\ & = (\text{日本企業とイギリス企業の項目活用企業数の合計の割合}) \end{aligned}$$

数式 3 から導かれた数値をもとに、活用率の高い値を示した項目の順に並べ替え、表 16 に示す。また、その分布図をグラフ 12 に示す。

第2項 分析結果 I

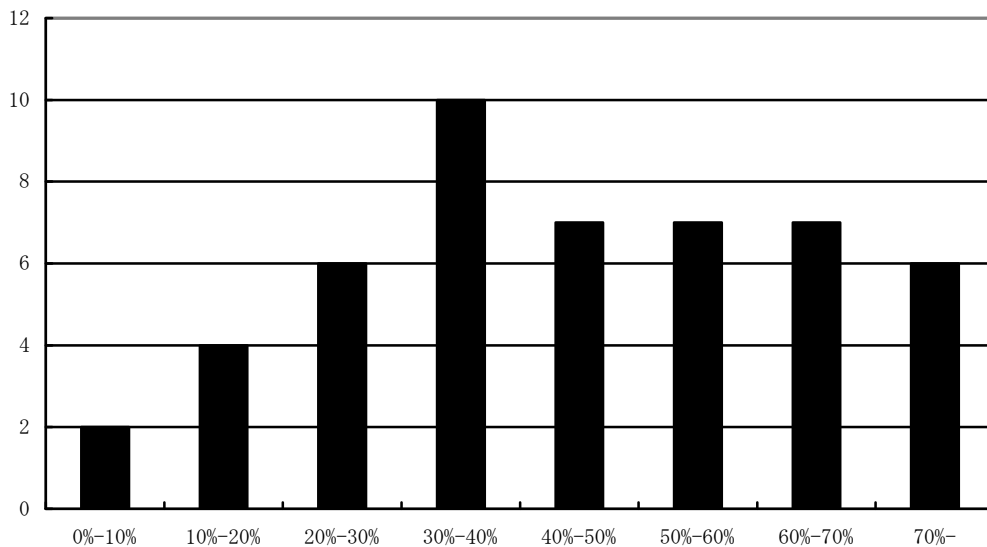
表 16 の全 50 項目のうち 38 項目、実に全体の 4 分の 3 を越す項目が 50% 以上の活用率を示していることが分かった。しかしその一方で、残りの 4 分の 1 の項目は、活用率が 50% に満たなかった。現段階では、GRI ガイドラインの活用が進んでいる企業集団においても、活用されにくい項目が存在していることになる。

この現状に対して、第3章において記述した GRI ガイドライン第3版ではどのような対応がなされているのだろうか。次項ではこれら活用率の低い項目に着目し、その項目の GRI ガイドライン第3版での位置付けについて分析を進めることとする。

表 16 日本企業とイギリス企業の項目活用企業数の合計の割合の表

指標	日本	修正イギリス	割合	指標	日本	修正イギリス	割合
EC1	33	34.05	98.6%	HR7	15	27.24	62.1%
EN11	32	34.05	97.1%	HR6	12	29.51	61.0%
LA10	31	34.05	95.7%	EC7	15	24.97	58.8%
EN8	33	31.78	95.3%	EC6	14	24.97	57.3%
EN3	32	31.78	93.8%	EN16	14	24.97	57.3%
EN5	31	31.78	92.3%	HR2	14	24.97	57.3%
HR1	29	31.78	89.4%	EN9	16	22.7	56.9%
LA1	26	34.05	88.3%	EC3	11	27.24	56.2%
HR4	24	34.05	85.4%	LA6	20	18.16	56.1%
S02	24	34.05	85.4%	EN1	24	13.62	55.3%
PR1	32	24.97	83.8%	EN13	15	20.43	52.1%
LA5	27	29.51	83.1%	HR5	10	24.97	51.4%
S01	22	34.05	82.4%	EC8	7	27.24	50.4%
EN14	26	27.24	78.3%	EC5	4	29.51	49.3%
EC10	19	34.05	78.0%	LA2	10	20.43	44.8%
PR2	25	27.24	76.8%	LA3	10	20.43	44.8%
EC2	20	31.78	76.1%	EN7	6	22.7	42.2%
LA11	21	29.51	74.3%	EN15	15	13.62	42.1%
PR3	29	20.43	72.7%	LA9	7	20.43	40.3%
LA4	16	31.78	70.3%	EN2	14	11.35	37.3%
S03	13	31.78	65.9%	EN4	11	13.62	36.2%
EN10	25	18.16	63.5%	EC4	3	20.43	34.5%
LA7	11	31.78	62.9%	LA8	5	18.16	34.1%
EN12	20	22.7	62.8%	EN6	4	15.89	29.3%
HR3	15	27.24	62.1%	EC9	5	11.35	24.0%

グラフ 12 日本企業とイギリス企業の項目活用企業数の合計の割合の分布を示すグラフ



第3項 分析手法Ⅱ

表 16 において、活用率が 50%に達していない項目を洗い出す。GRI ガイドライン 2002 におけるそれらの各項目が、GRI ガイドライン第3版においてどのように記載されているのかを探った。参考資料として、GRI が GRI ガイドライン第3版の各指標を公表するとともに、GRI ガイドライン 2002 の各項目と対照させて、変更点やその経緯などを合わせて紹介している一般公開資料を使用した¹。

第4項 分析結果Ⅱ

表 17 経済パフォーマンス指標の該当項目の変更点

指標番号	指標内容	第3版における改訂理由	新指標内容
EC4	違約条項の適用なしに、合意済みの条件で支払い済みの契約件数のパーセンテージ	国際的な組織にとっては編集が難しく、また意味が不明確であるとし、削除された。	該当なし
EC5*	給与と給付金（時間給、年金その他の給付金と退職金も含む）総支払額の国ないし地域ごとの内訳。	新たに設けられた指標（新 EC1）と内容が一部重複するために削除された。「従業員の給料」として新 EC1 にて継続されている。	EC1 収入、事業費用、従業員補償、寄付金そして他のコミュニティ投資をふくむ生成され、分配された直接経済的価値、維持された賃金と、主要な提供者と政府への支出。
EC9	助成金についての国ないし地域別の内訳	税金控除、交付金についても財務的支援と定義されるようになった。「国ないし地域別の内訳」という表現は指標から除外された。	EC4 政府から受けている重大な金銭的補助。

¹ http://www.globalreporting.org/NR/rdonlyres/E078797B-8A6C-4275-8FE2-4C1B6DD1E40E/0/IndicatorChanges_G2DraftG3_FinalG3.xls

表 18 環境パフォーマンス指標の該当項目の変更点

指標番号	指標内容	第3版における改訂理由	新指標内容
EN2	外部から報告組織に持ち込まれた廃棄物が、製品作りの原材料として使用された割合	「外部から報告組織に持ち込まれた」という表現を「内部の」に加えて規定に含めた。指標の意図をより反映するため、「廃棄物」という言葉を「リサイクル由来の」という表現へ変えた。	EN2. リサイクル素材が原材料として使用された割合。
EN4	間接的エネルギー使用量	「使用」という表現を、「消費」に変更した。	EN4. 間接的エネルギー消費量。
EN6	生物多様性の高い地域に所有、賃借、管理している土地の所在と面積。	様々な箇所で使用されうる「生物多様性が高い」という言葉の定義を決めることの難しさから、指標は原案段階では保護地域が対象範囲とされた。保護地域周辺での活動は、保護地域内の生物多様性に影響を与えるため、指標には保護地域の周辺も含むとした。保護地域だけを対象範囲にすることは、生物多様性に非常に重要な地域の除外につながりかねないとして、指標の範囲に「保護地域外で生物多様性の価値の高い地域」を加えた。	EN11. 保護地域あるいは保護区外で生物多様的な価値の高い地域に所有、賃借、管理、隣接した土地の所在と面積。
EN7	陸上、淡水域、海洋において報告組織が行う活動や、提供する製品とサービスによって発生する生物多様性への主な影響の内容。	言い回しを単純化し、「陸上・淡水域・海洋」から「保護地域」という表現へ変わった。原案段階では「保護地域での活動の重大な影響に関する説明」とされていたが、前項 EN6 と同様に、「保護地域外の生物多様性の価値が高い地域」という表現が追加された。さらに、間接的だが重大な影響を発生させる組織の、報告を容易にするため、引き続き製品とサービスについて言及する。	EN12. 保護地域あるいは保護区外で生物多様な価値の高い地域における活動、提供する製品、サービスによる重要な生物多様性への影響の詳細。
EN15	製品使用後に再生可能として販売された製品の重量比、および実際に再生された比率。	再生利用された製品の実質的な量というものに焦点をあて、指標を簡素化した。「再生可能（として販売された製品の）重量比」にふさわしい定義づけは不可能である。また、「再生利用された量」というものの方が持続可能性の目的のためにはより重要な指標であり、再生可能な製品の割合に関わるために、今回指標からは削除された。さらに、業種等によって包装資材は、製品同様にその地域に影響を及ぼす重要な原料であるとパブリックコメントが示したため、「包装資材」の表現が盛り込まれた。	EN27. 再生可能として販売された製品とそれらの包装素材の種類別の比率。

表 19 社会的パフォーマンス指標：労働慣行と公正な労働条件の該当項目の変更点

指標番号	指標内容	第3版における改訂理由	新指標内容
LA2	雇用創出統計と平均離職率を地域・国別に区分	従業員の離職に焦点を置き、その割合とともに絶対数も含めるように改訂された。雇用創出統計は LA1 の複数年データから算出可能のため、言及しない。 地域・国別の区分分けは原案では一時削除されたが、分析が制限されてしまうというパブリックコメントから、元通り含まれることとなった。	LA2. 年代、性別と地域毎の従業員離職の総数と比率。
LA3	独立した労働組合もしくは真に従業員を代表する者・団体の従業員代表によりカバーされている従業員の地理的な割合。または団体交渉協定によりカバーされている従業員の地域・国別の割合。	「真に従業員を代表する者」は用語の不明確さなどから削除された。また、「独立した労働組合を代表する者」は、「団体交渉協定」を押し薦めるステークホルダー集団からの意見によって削除された。	LA4. 団体交渉協定によりカバーされている従業員の割合。
LA8	HIV/AIDS についての方針およびプログラム（職域についてだけでなく全般的なもの）	プログラムの種類をより詳細に規定するように指標が改訂された。 伝染性の疾病であるか、エイズや糖尿病のようにそうでない疾病であるかに関わらず、重大な全ての疾病に関する報告を考慮に入れるよう、指標の範囲が広げられた。	LA8. 重大な疾病のみられる労働力成員、その家族あるいはコミュニティ構成員の適当な援助のための教育、訓練、カウンセリング、予防およびリスク管理プログラム。
LA9	従業員当たりの職位・職域別平均研修時間	変更なし	LA10. 雇用部門別の従業員一人当たりの一年毎の平均研修時間。

第6章 政策提言とまとめ

本章では、分析を通じて明らかとなった課題を踏まえ、これからの政策の方向性を提言する。提言先としては、GRI、環境省、日本企業を想定する。これはCSR報告書に関する研究の応用先として、CSR報告書の指針であるGRIガイドラインを作成しているGRI、日本においてCSR報告書への影響が大きい環境報告書ガイドラインを作成している環境省、CSR報告書を発行する主体である企業の3者が妥当だと考えられるからである。

第1節 GRI への提言

前章までを受け、本節ではGRIへの提言を行う。

これまで論文全体を通して、GRIガイドライン2002が普及性と正統性を有し、世界において最も信頼を集めるガイドラインの一つとして浸透されているということを強調してきた。しかし、忘れてはならないのは必ずしもすべての項目において高い活用率を示しているわけではないということだ。『GRIガイドラインの活用が進んでいる企業集団』と見なした日本とイギリスにおいても、活用率の低い項目は決して少なくないという結果が得られた。これらの現状に対して、何らかの方策が取られるべきであろう。

第4章で述べた企業のアンケート調査の中で、実際に報告書を作成している日本企業からも、『GRIガイドラインの必須項目の中で記載しにくいと感じられる項目』として、各パフォーマンス指標の項目を挙げられた。世界で最もGRIガイドラインを参照している企業が多い日本においても、参照に際してそのような意見があがってくるとするならば、ガイドライン使用者の現場の声がガイドラインの内容に反映されてしかるべきだ。そのためには、一国の企業の声でも確実に届くような体制を築かなくてはならない。改訂前には多くのドラフト(草稿)説明会やパブリックコメントを広く受け付けているが、改訂版が発行された後のフォローアップをより強化していくことが求められていると考える。このことについてはGRIのみならず、日本企業に最も近い立場にあると思われるGRI日本フォーラムにおいても今後の働きかけに期待したい。GRIガイドラインの継続的改善が、報告書の質・厳密さ・利便性の向上につながり、持続可能な社会の実現に寄与するものである。

第4章で述べた企業のアンケート調査の中で、「今後GRIガイドライン改訂版を参照する予定」があると回答した企業が全体の8割を超えた。GRIガイドライン第3版が発行されて1ヶ月がすぎ、今月末にはGRI日本フォーラムにおいて、GRIガイドライン第3版の日本語訳が正式に発表される予定である(2006年11月現在)。本論文における研究からも、今後年間の移行期間を経て、徐々にGRIガイドライン第3版の浸透性が高まっていくことは想像に難くない。分析で導かれた、活用率の低かった項目について、今後活用状況が改善されていくような取り組みが積極的になされることを強く望む。

第2節 環境省への提言

現在、環境報告書ガイドラインの改訂への動きが見られるが、そこで私たちが提言したいことは、以下の2点である。

第一に、環境報告書ガイドラインの立場をはっきりさせるべきであるということだ。今回の研究から、GRI ガイドラインの活用状況に環境報告書ガイドラインが何らかの影響を与えていることが想定された。例えば 環境報告書ガイドラインに記載されていない項目はすべて、日本企業の活用率がイギリス企業のそれを下回っている現状がある。したがって、環境報告書ガイドラインは、日本の公的機関が定めているという影響力を持っているといえるだろう。反面、GRI ガイドラインは国際的なCSRの流れを代表する指標としての影響力を持っている。この異なる影響力を持つガイドラインの存在が、報告主体である企業などに混乱をもたらしているとも考えることもできる。環境報告書ガイドラインの改訂後も、この関係は変わらないだろう。現時点での環境報告書ガイドラインは、GRI ガイドラインを参考にして作成されているが、そのすべてを網羅しているわけではない。

もし環境報告書ガイドラインの求める報告書に、GRI ガイドラインの求める報告書と異なる点があるならば、その点を明確にしていく必要がある。また、今回の研究で明らかになった、現在、日本企業であまり活用されていないGRI ガイドラインの項目についても、日本において報告されることが重要であると考えるのであれば、環境省は何らかのアクションを起こすべきであろう。

第二に、改訂の際には、現在のCSRの主要な考え方である「トリプルボトムライン」の考え方を軸に据えるべきだということだ。第1章で述べた社会の流れを考えれば、環境・社会・経済の3つの側面から企業を評価するというこの考え方が重要になってくるということは明白である。現在の環境報告書ガイドラインでは、そもそも環境についての報告を行うためのガイドラインという背景から、特に経済的側面からの報告が不十分である。従って、改訂の際には環境・社会・経済の3つの要素をバランスよく、ガイドラインに反映させ、CSR的な視点が強化されたガイドラインになることが望まれる。

第3節 日本企業への提言

CSR活動の主体は言うまでもなく、企業である。そこで、本節では企業に対してCSR活動に関する提言を行う。

提言の内容は「日本企業の各業界において、GRI ガイドラインをもとにCSR報告書の発行基準を定める」ことである。

以下、この提言の根拠を論じる。

そもそもCSR活動は地球規模での持続可能性に対する意識向上などの社会情勢を反映して、企業が主体的に力を入れているものである。また、これに加えて、本論文の第1章第2節にて触れたように、消費者は商品・サービスを購入する際に企業が社会的責任を果たしているかを重視しているという事実もある。このような社会情勢において、各企業はCSR活動について、実際にどのような活動を行うかという視点に加えて、同様にそれ以上にステークホルダーへの情報公開、つまりCSR報告書の発行という視点を重視していく必要がある。ここで、CSR報告書に関して、どのようなものが発行されるべきかという論点がある。これについては、そもそものCSRの意味からいって、環境や社会への配慮といった持続可能性の考えを軸とした報告書であることが妥当である。また、発行された報告書を読む立場の人間、特に消費者などのステークホルダーが求める内容が記載されていることも同様に重要であ

る。更に加えると、情報公開と読みやすさの観点から、各企業の報告書が同様の構造・趣旨であるということもまた求められる。

こういった論点を全て勘案すると、CSR 報告書作成については GRI ガイドラインという指標の使用が妥当であると考えられる。GRI ガイドラインは本論文第 3 章第 2 節にて論じたとおり、14 ヶ国語に訳され、世界中のステークホルダーの意見を参考にして作られた世界規模の CSR 報告書の指針である。また、日本企業を始めとした世界中の企業が参考に行っているのに加えて、国際機関においても持続可能性報告書の作成に使っている点からも、普遍性や信用性に関して、十分な信頼が置ける。世界的に通用する CSR 報告書を発行することは、日本企業の世界進出、世界市場への浸透という観点からも必要であるといえよう。

このため、日本の各企業が、GRI ガイドラインをもとにした CSR 報告書を作成するということが必要になるのである。しかし、ここで第 1 章第 3 項にて論じた日本企業に対するアンケートによると、GRI ガイドラインは日本企業、特に世界を意識している日本企業にとって参考にするメリットがある一方で、まだまだ活用しにくいものであるという結果も得られている。つまり、現状の GRI ガイドラインは各国単位の特有の事情についてはその内容が対応し切れていないということである。また、GRI ガイドラインを参考にすることが日本の業界などの取り決めになっているわけではないので、日本企業間で見れば CSR 報告書の比較参照性もあまり高くはない。

こういった論拠から、各業界における事情の違いと日本企業全体の CSR 報告書の指針の必要性を勘案し、「日本企業全体について、業界ごとにその性質に合わせて GRI ガイドラインをもとにした CSR 報告書の発行基準を定める」という方向性を提案する。日本企業全体でこういった取り組みを行えば、日本企業の世界的評価の向上のみならず、日本社会全体における CSR に対する認識の向上をももたらすことだろう。GRI ガイドラインの G3 への改訂が行われている中で、日本企業も流れに乗ってはどうか。

第4節 まとめ

本論文では、CSR 報告書について調査・研究を行った。その過程で、CSR の本質的な価値とその発露としての CSR 報告書の価値について多くを考えさせられ、最終的な政策提言の先としては、GRI、環境省、日本企業の 3 者に至る結果となった。

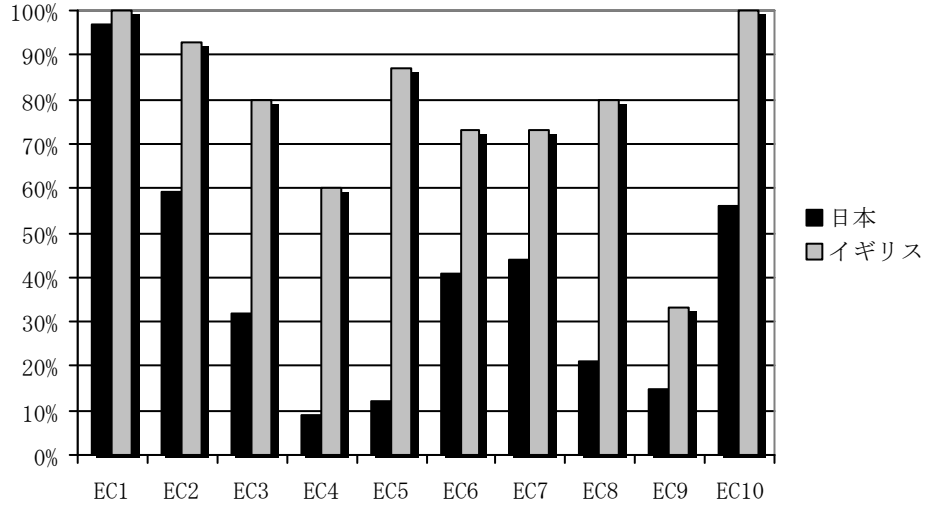
この論文で最も言いたいことは、CSR という考えが世の中に広がりつつある中、この考えが「言葉だけで一人歩きしないほしい」ということである。本文中でも述べたが、CSR 報告書の発行行為も立派な CSR 活動の一環である。単純に持続可能性に関わる活動を行うにとどまらず、その行った内容・経過・結果を外部に対して分かりやすく発信するということが重要なのである。

GRI、環境省、日本企業の 3 者が、私たちの提言する内容に対して何らかの好影響を受けつつ、今後も CSR に対して常に改善を考えながら前向きに取り組んでいくことを願ってやまない。

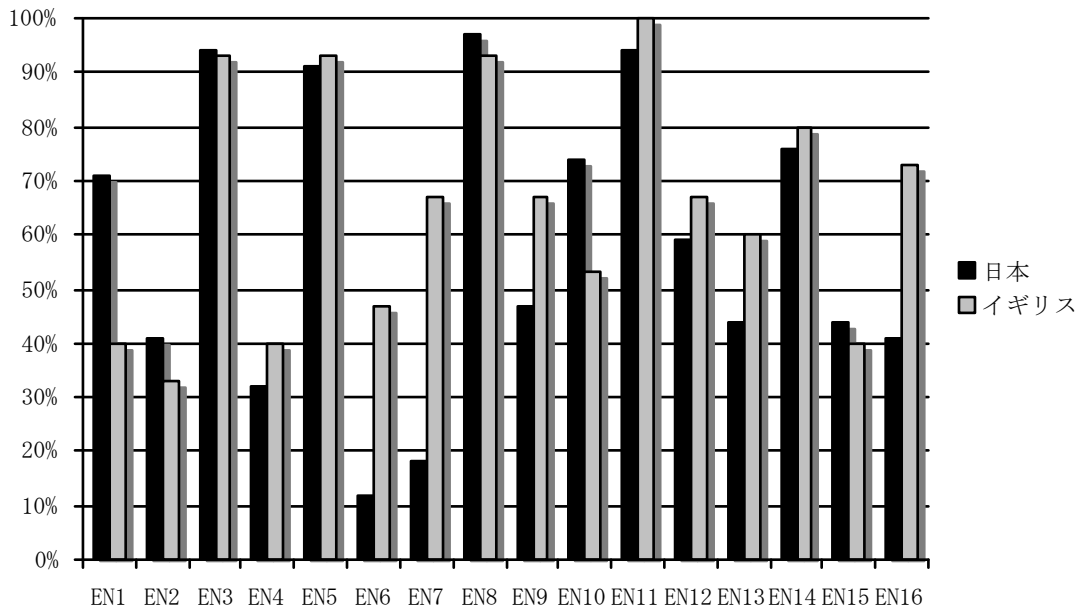
この研究が、今後の CSR 研究と CSR 報告書研究の未来に一石を投じることになれば、幸いである。

巻末資料

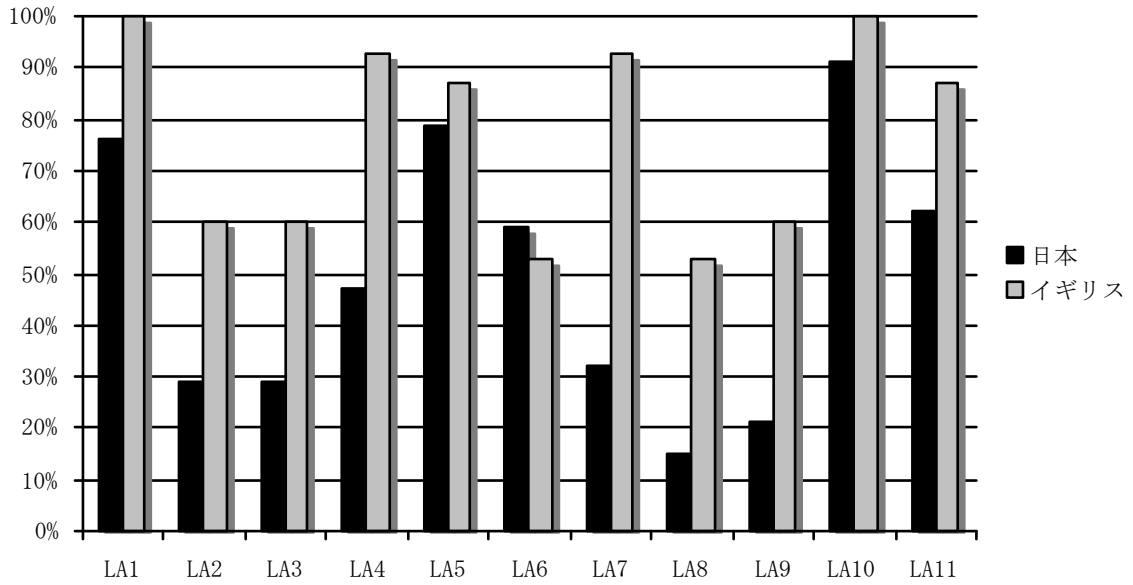
GRI ガイドラインの各パフォーマンス指標の日本、イギリス企業の項目ごとの活用率のグラフと表を付す。



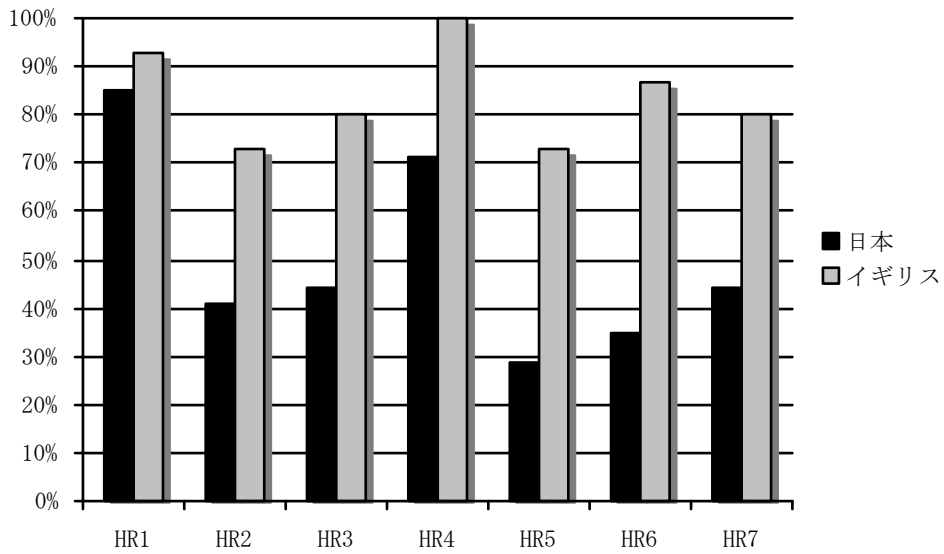
	日本	イギリス	差
EC1	97%	100%	-3%
EC2	59%	93%	-34%
EC3	32%	80%	-48%
EC4	9%	60%	-51%
EC5	12%	87%	-75%
EC6	41%	73%	-32%
EC7	44%	73%	-29%
EC8	21%	80%	-59%
EC9	15%	33%	-18%
EC10	56%	100%	-44%



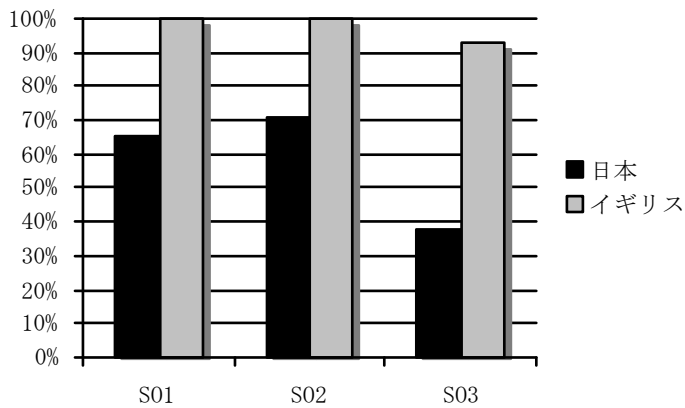
	日本	イギリス	差
EN1	71%	40%	31%
EN2	41%	33%	8%
EN3	94%	93%	1%
EN4	32%	40%	-8%
EN5	91%	93%	-2%
EN6	12%	47%	-35%
EN7	18%	67%	-49%
EN8	97%	93%	4%
EN9	47%	67%	-20%
EN10	74%	53%	21%
EN11	94%	100%	-6%
EN12	59%	67%	-8%
EN13	44%	60%	-16%
EN14	76%	80%	-4%
EN15	44%	40%	4%
EN16	41%	73%	-32%



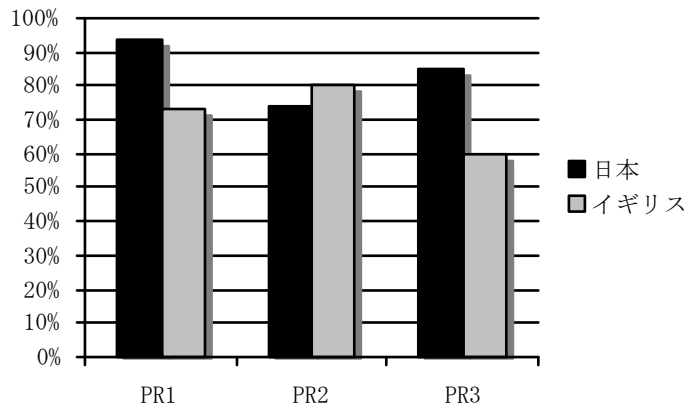
	日本	イギリス	差
LA1	76%	100%	-24%
LA2	29%	60%	-31%
LA3	29%	60%	-31%
LA4	47%	93%	-46%
LA5	79%	87%	-8%
LA6	59%	53%	6%
LA7	32%	93%	-61%
LA8	15%	53%	-38%
LA9	21%	60%	-39%
LA10	91%	100%	-9%
LA11	62%	87%	-25%



	日本	イギリス	差
HR1	85%	93%	-8%
HR2	41%	73%	-32%
HR3	44%	80%	-36%
HR4	71%	100%	-29%
HR5	29%	73%	-44%
HR6	35%	87%	-52%
HR7	44%	80%	-36%



	日本	イギリス	差
S01	65%	100%	-35%
S02	71%	100%	-29%
S03	38%	93%	-55%



	日本	イギリス	差
PR1	94%	73%	21%
PR2	74%	80%	-6%
PR3	85%	60%	25%

参考文献

《先行論文》

久保直子、待場智雄 (2004) 「政府・自治体の環境報告に GRI の活用を一公的機関向け補足文書へのパブリックコメントを募集」『資源環境対策』40号、121-125頁

待場智雄 (2004) 「GRI ガイドラインの概要と今後の発展」、『標準化と品質管理』vol.57、40-48頁

後藤敏彦 (2006) 「GRI サステナビリティ・レポート・ガイドラインについて」、『標準化と品質管理』vol.59、54-59頁

倉阪秀史 (2004) 「Indicators for Location-specific Information and GRI Biodiversity Indicators」『公共研究』千葉大学公共研究センター、第一巻第一号、2004年12月、150-161頁

《参考文献》

岡本享二 (2004) 『CSR入門—「企業の社会的責任」とは何か—』日経文庫
「日経エコロジー」2006年12月号、日経BP社

松本恒雄監修 田中宏司著 (2005) 『CSR入門講座第1巻 CSRの基礎知識』日本規格協会
高巖、辻義信、Scott T.Davis、瀬尾隆史、久保田政一共著 (2003) 『企業の社会的責任—求められる新たな経営観—』日本規格協会

《データ出典》

著者名『書名』

生活者の“企業観”に関するアンケート調査結果 (2002年)

http://www.kkc.or.jp/society/survey/enq_030131.pdf

環境にやさしい企業行動調査結果 (2004年)

<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyoh16/gaiyo.pdf>

CSR (企業の社会的責任) に関するアンケート調査結果

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/066.pdf>

環境省 <http://www.env.go.jp/>

環境報告書ガイドライン(2003年度版)

<http://www.env.go.jp/policy/report/h15-05/index.html>

環境報告書ガイドラインと GRI ガイドライン併用の手引き

<http://www.env.go.jp/policy/report/h17-07.pdf>

ゼネラル・プレス HP <http://www.gpress.jp/blog/mt-tb.cgi/215>

国連環境計画 <http://www.unep.org/>

国連環境計画プレスリリース <http://www.unep.org/NewsCentre/>

GRI <http://www.globalreporting.org/>

GRI 日本フォーラム <http://www.gri-fj.org/>

環境省 (2004年) 「環境報告書ガイドラインと GRI ガイドライン併用の手引き」